

西川町公共施設等総合管理計画

第1回改訂版

平成28年12月策定

令和4年3月改訂

西川町

目次

1. 計画の策定にあたって	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 対象とする施設、インフラ資産	2
1.4 計画期間	2
2. 本町の現状と課題	3
2.1 人口の推移と将来推計	3
2.2 財政の現状分析	4
3. 公共施設等の現状と課題	6
3.1 施設保有量及び施設保有量の推移	6
(1) 公共施設	6
(2) インフラ資産	9
3.2 耐震化の状況	14
3.3 過去10年間で実施した公共施設の大規模な老朽化対策	14
3.4 有形固定資産減価償却率の推移	15
4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト	16
4.1 更新等費用の算出方法	16
(1) 公共施設	16
(2) 道路・橋梁	17
(3) 上水道・下水道	18
4.2 将来コストの推計	19
(1) 公共施設	19
(2) 道路・橋梁	21
(3) 上水道・下水道	23
4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト	25
4.4 総量の削減目標	27
(1) 公共施設の延床面積に関する目標	27
(2) トータルコストの縮減・平準化に関する目標	28

5. 適正管理に関する基本的な考え方	29
5.1 公共施設等を適正に管理するための方針	30
(1) 管理及び運営の方針 ★柱 2	30
(2) 維持管理・更新等の実施方針 ★柱 1	30
(3) 点検・診断等の実施方針 ★柱 3	30
(4) 安全確保の実施方針 ★柱 3	30
(5) 耐震化の実施方針 ★柱 3	30
(6) 長寿命化の実施方針 ★柱 3	31
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針 ★柱 3	31
(8) 廃止や複合化の推進方針 ★柱 1	31
(9) 保有する財産の活用や処分に関する基本方針 ★柱 1・2	31
5.2 施設類型ごとの課題及び管理方針	32
(1) 庁舎等	32
(2) 公営住宅	32
(3) 保育園	32
(4) 学校	32
(5) 保健施設	33
(6) 集会施設	33
(7) 文化施設	33
(8) スポーツ施設	33
(9) レクリエーション施設・観光施設	33
(10) 産業系施設	34
(11) 消防施設	34
(12) 公園	34
(13) 病院施設	34
(14) 道路・橋梁	35
(15) 上水道	35
(16) 下水道	35
5.3 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	36
(1) 全庁的な取り組みの推進	36
(2) PDCA サイクルによる計画の推進	36
(3) 施設カルテによる施設保全の連携体制	37
(4) 町民との情報共有	37
6. おわりに	38

1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の目的

西川町は、昭和 29（1954）年 10 月に西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村の 4 村が合併して誕生しました。山形県のほぼ中央、西村山地域の西端に位置し、総面積の約 90%を山林で占めています。町の周辺は月山及びその支脈と朝日連峰に囲まれ、町の中央には寒河江川が流れています。町内には東北横断自動車道酒田線（通称：山形自動車道）が通り、月山インターチェンジと西川インターチェンジが設置されています。また、基幹道路である国道 112 号が町の中央を横断し、これを起点として県道と町道が整備されてきました。

第 6 次西川町総合計画の計画期間である平成 26（2014）年度以降には、長期賃貸住宅や若者定住促進住宅といった住環境の整備、月山銘水館リニューアルによる観光交流拠点施設の整備、町民体育館新築や廃校を活用した歴史文化資料館整備といった生涯学習施設の整備、睦合自動車ポンプ格納庫の新築により地域防災拠点の整備を図ってきました。

その他にも、本町ではこれまで、昭和 62（1987）年に公共施設等管理運営協議会を設置し、「月山銘水館」や「交流センターあいべ」などをはじめとする公共施設等の利用計画や管理運営に関することについて、調査・審議してきました。この取り組みにより、町民に寄り添った公共施設の管理・運営に努めています。

しかし、道路・橋梁、上下水道など、生活に必須となるインフラ資産を含めた公共施設（以下「公共施設等」という。）の 121 施設のうち 74 施設が既に建築・整備後 30 年を経過しており、老朽化が着実に進行しています。こうした公共施設等は大規模改修（耐震改修）や長寿命化を目的とした改良や修繕、さらには更新を計画的に実施しなければ、安心して利用することができなくなる可能性があります。

一方で生産年齢人口の減少により、将来的な税収の減少が予測されるほか、今後の国の歳出改革によっては地方交付税が抑制されるなど財政状況が今後一層厳しくなると考えられることから、すべての施設を維持・更新していくことは非常に困難になります。

このような課題は、本町に限らず他の自治体においてもみられています。国においては、インフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画策定の指針や見直しに当たっての留意事項の通知、財政措置を講じるなど、公共施設等に求められる安全性・機能を今後も確保していくための支援を実施としています。

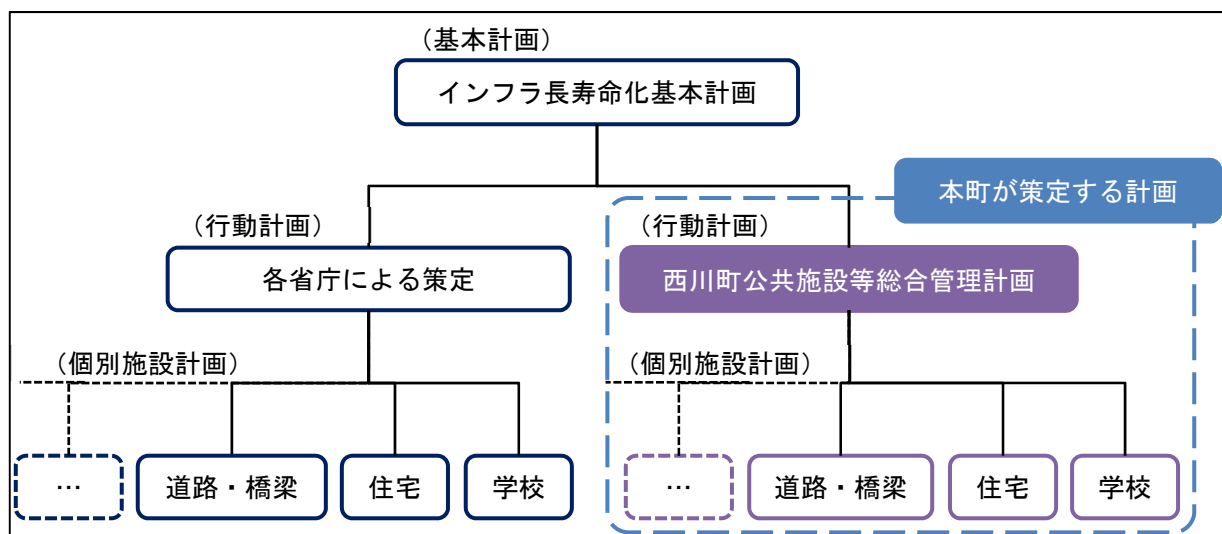
公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に基づいて更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指し、平成 28（2016）年度に「西川町公共施設等総合管理計画」を策定しましたが、このたび「西川町公共施設個別施設計画」等の内容を反映させるべく見直しを行った「西川町公共施設等総合管理計画（第 1 回改訂版）」を策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、町におけるインフラ長寿命化計画（行動計画）として位置づけられる計画です。

本町では、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）として「西川町公共施設個別施設計画」、「西川町公営住宅等長寿命化計画」などを策定していることから、本計画と整合を図り、必要に応じて見直すこととします。

図表 1 インフラ長寿命化計画の体系イメージ



1.3 対象とする施設、インフラ資産

本町には、小中学校をはじめとする学校施設や交流センターあいべなどの文化施設、公営住宅やスポーツ施設、病院など、町民に広く利用されている公共施設が多くあります。その他、町民が快適な生活を送るためのインフラとして、道路や橋梁、上下水道が整備されています。

本計画では、町が所有する建物に加え、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産すべてを対象とします。

1.4 計画期間

本町の公共施設は、昭和 50 年代から平成元年代にかけて多く整備されたことから令和 11 (2029) 年度以降には一斉に更新時期を迎えることが予測されます。このため、施設更新のピークを考慮し、改訂前と同様に平成 28 (2016) 年度から令和 17 (2035) 年度の 20 年間の計画期間とします。

なお、社会情勢や関連計画を踏まえ、適宜見直すこととします。

2. 本町の現状と課題

2.1 人口の推移と将来推計

人口について、平成 2（1990）年から令和 27（2045）年までの推移と推計をみると、減少傾向が長期にわたって継続していることがわかります。人口減少は今後も継続すると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計値（令和 7（2025）年以降）では、令和 27（2045）年に 2,490 人まで減少するとされています。

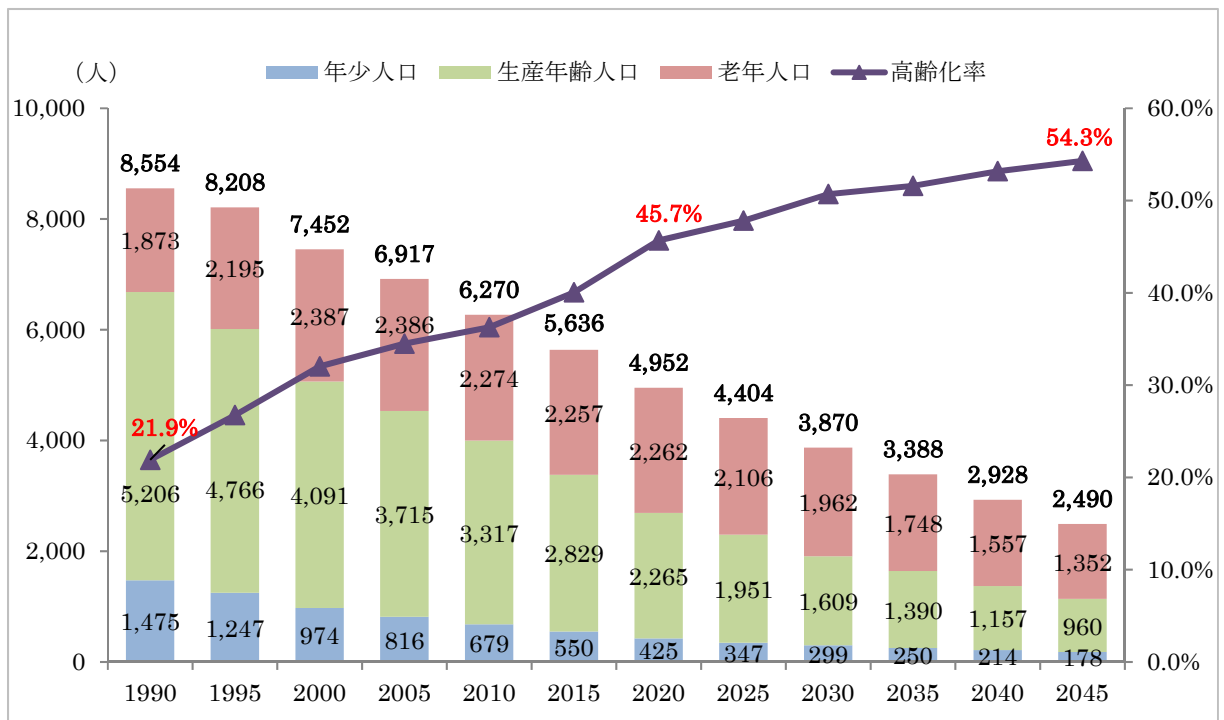
年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15 歳から 64 歳）は、少子高齢化の進展に伴い、平成 2（1990）年以降、減少傾向が続いています。今後も生産年齢人口は減少するものと予測され、平成 2（1990）年の 5,206 人から、令和 27（2045）年には約 81.6%減の 960 人にまで減少することが予測されています。

一方、老年人口をみると、大幅な人口減少に伴い平成 12（2000）年以降、減少傾向が続いていますが、高齢化率は平成 2（1990）年の 21.9%から令和 27（2045）年には 54.3%と町民の半数以上が 65 歳以上の高齢者になることが予測されます。そのため、現役世代の負担はさらに大きくなるものと考えられます。

人口減少は、経済規模の縮小にもつながるため、歳入の根幹である税収も低下することとなります。

これらのことから、将来の町を担う世代に可能な限り負担をかけないための公共施設、インフラ資産の管理を計画的に行っていく必要性が非常に大きくなっています。

図表 2 年齢 3 区分別人口及び高齢化率



資料：平成 2（1990）年～令和 2（2020）年国勢調査

令和 7（2025）年～令和 27（2045）年国立社会保障・人口問題研究所

※人口の合計値は年齢 3 区分別人口の積み上げであり、年齢不詳は含んでいない。

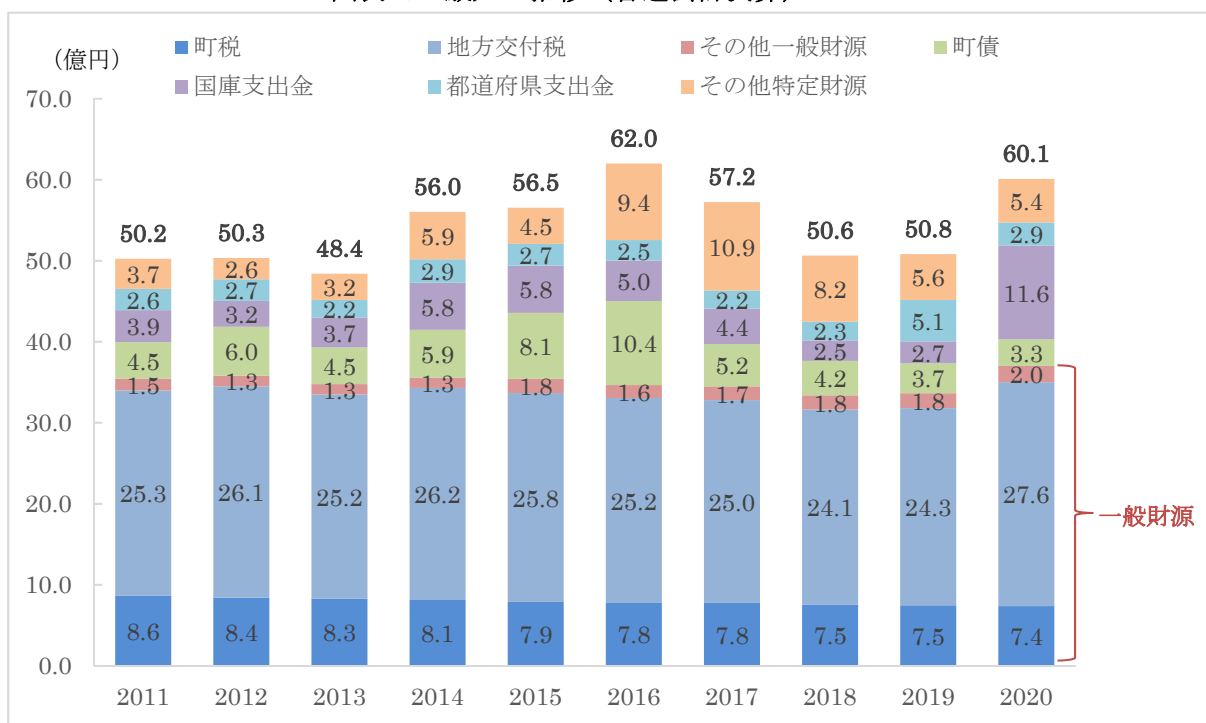
2.2 財政の現状分析

過去 10 年間の歳入決算額の推移は、以下のとおりです。

平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までは 48.4 億円から 62.0 億円の間で推移しています。

歳入のうち、財源の用途が特定されず、どのような経費にも利用することができる一般財源（町税、地方交付税、その他一般財源の合計）の推移をみると、ほぼ横ばいで推移していますが、地方交付税等の依存財源の影響が大きいいため、今後も引き続き財源確保に努める必要があります。長期的には、人口がさらに減少していく見込みとなっていることから、町税や地方交付税などの一般財源が今後減少することが予想されます。

図表 3 歳入の推移（普通会計決算）



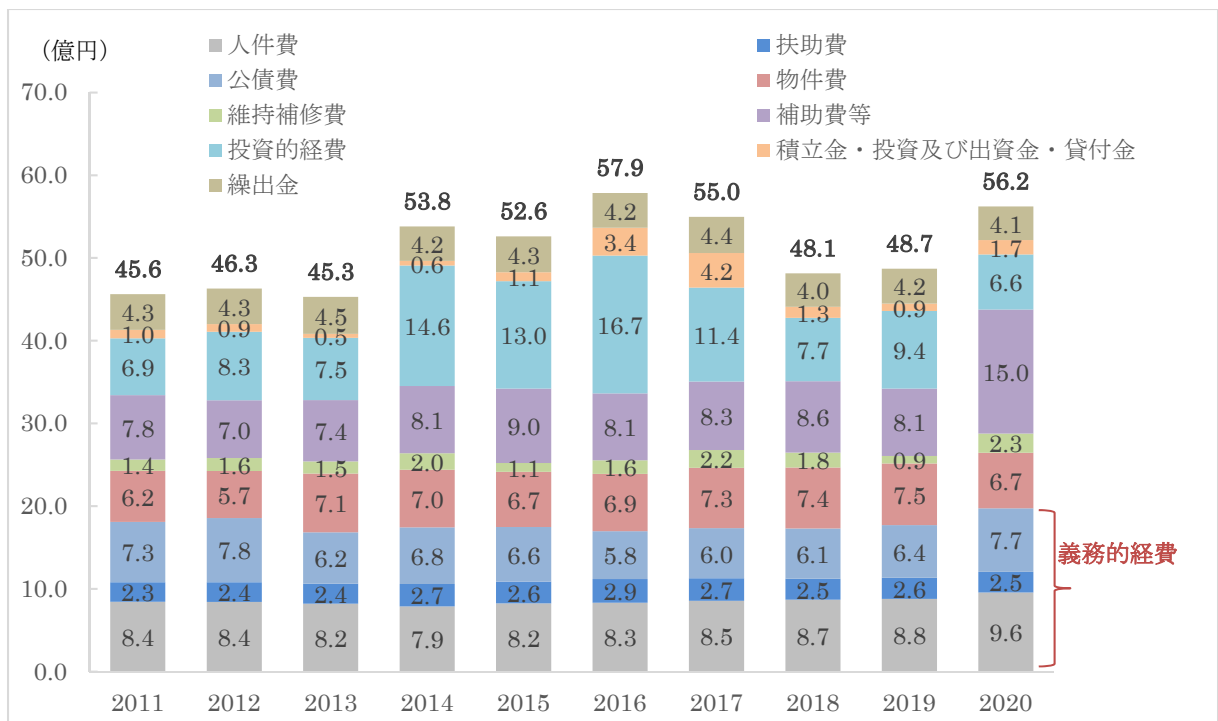
資料：西川町財政状況資料集

一方、過去 10 年間の歳出決算額の推移は、以下のとおりで、平成 23（2011）年度から令和 2（2020）年度までは 45.3 億円から 57.9 億円の間で推移しています。

このうち人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）については、削減に努めているものの過去 10 年間ではほぼ横ばいとなっています。今後は老年人口の減少により扶助費の減少が見込まれるものの、義務的経費の大幅な減少は非常に難しいものと考えられます。

そのため今後は、経常収支比率（財政構造の弾力性を判断するための指標で、低いほど弾力性があるもの）が上昇、財政の硬直化が進行し、町独自の施策に使うことができる予算が少なくなります。その結果、公共施設や道路等のインフラ資産の改修が進まず老朽化し、安全に利用することができなくなる恐れがあります。

図表 4 歳出の推移（普通会計決算）



資料：西川町財政状況資料集

3. 公共施設等の現状と課題

3.1 施設保有量及び施設保有量の推移

(1) 公共施設

① 計画策定時と本改訂時における対象施設の比較

平成 27 (2015) 年度末に保有していた公舎や旧小学校等の 12 施設は、既に除却が終了していることから本計画の対象外とします。

本改訂に伴い、計画策定後から令和 2 (2020) 年度までに新設した町民体育館、住宅施設 2 施設及び路線バス車庫 (海味) のほか、町民スキー場 (リフト駅) 等の 5 施設を新たに対象施設として加えることとします。

また、大井沢歯科診療所は、大井沢支所の一部であることから個別の施設として含めませんでした。診療所は支所とは機能が異なることから、改訂に伴い別施設 (分類変更) として扱います。

図表 5 計画策定時と本改訂における対象施設の比較

	施設名称	竣工年度	延床面積 (㎡)	削除		新規	
				除却	譲渡	追加	分類変更
1	大井沢歯科診療所	1979	159				○
2	路線バス停留所 (交流センター前)	1991	6			○	
3	路線バス停留所 (睦合)	1980	11			○	
4	町民スキー場 (リフト駅)	1987	30			○	
5	仁田山放牧施設 (飼料調整貯蔵施設)	1981	45			○	
6	姥ヶ岳地区公衆便所	1990	20			○	
7	町民体育館	2017	3,086			2017	
8	長期賃貸住宅	2017	544			2017	
9	路線バス車庫 (海味)	2017	91			2017	
10	定住促進住宅	2018	807			2018	
11	間沢公舎	1973	70	2016			
12	睦合公舎	1969	67	2016			
13	太郎公舎	1970	102	2016			
14	旧睦合小学校	1979	1,969	2016			
15	旧町民体育館	1976	3,551	2016			
16	月山銘水館 (屋外便所)	1998	99	2016			
17	セミナーハウス	1988	137	2017			
18	旧西山小学校	1966	2,587	2017			
19	町民体育館西山分館	1982	737	2017			
20	旧入間小学校	1981	1,160	2018			
21	電気自動車充電カーポート	2013	12	2019			
22	沼の平消防ポンプ庫	1993	12	2020			

資料：西川町総務課

② 施設保有量

令和2（2020）年度末時点で、本町が所有する公共施設は107施設で、その総延床面積は約68,072㎡となっています。

施設用途別では、「学校施設」が25.9%で最も多く、次いで「集会施設」が13.5%、「スポーツ施設」が11.8%と上位3つの施設の中でも、特に「学校施設」が非常に大きな割合を占めるとともに、比較的公共性の高い施設（集会施設、スポーツ施設など）の割合が高いことがわかります。

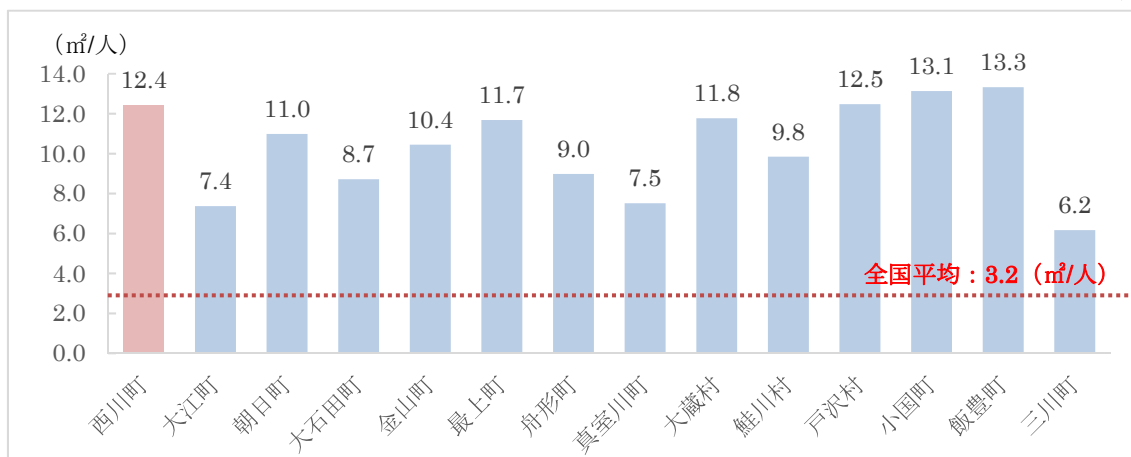
また、町民一人あたりの延床面積は令和元年度時点では約12.4㎡となっており、全国平均の3.2㎡と比べると約3.9倍であり、公共施設の整備量は多い状況と言えます。

図表6 施設用途別にみた施設数と延床面積の内訳

施設用途	施設数	延床面積 (㎡)	延床面積割合 (%)
集会施設	25	9,203	13.5%
文化施設	3	3,439	5.1%
スポーツ施設	8	8,027	11.8%
レクリエーション施設・観光施設	1	1,493	2.2%
産業系施設	5	6,385	9.4%
学校施設	5	17,615	25.9%
幼稚園・保育園・こども園	2	2,058	3.0%
保健施設	1	899	1.3%
庁舎等	2	3,670	5.4%
その他行政系施設	2	471	0.7%
消防施設	21	570	0.8%
公営住宅	10	7,658	11.2%
公園施設	2	70	0.1%
その他	18	1,394	2.0%
病院施設	2	5,120	7.5%
計	107	68,072	100.0%
上水道施設	11	1,971	—
下水道施設	3	1,766	—

資料：西川町総務課

図表7 山形県内の人口1万人未満の自治体における人口一人あたりの公共施設延床面積



資料：令和元年度 公共施設状況調査

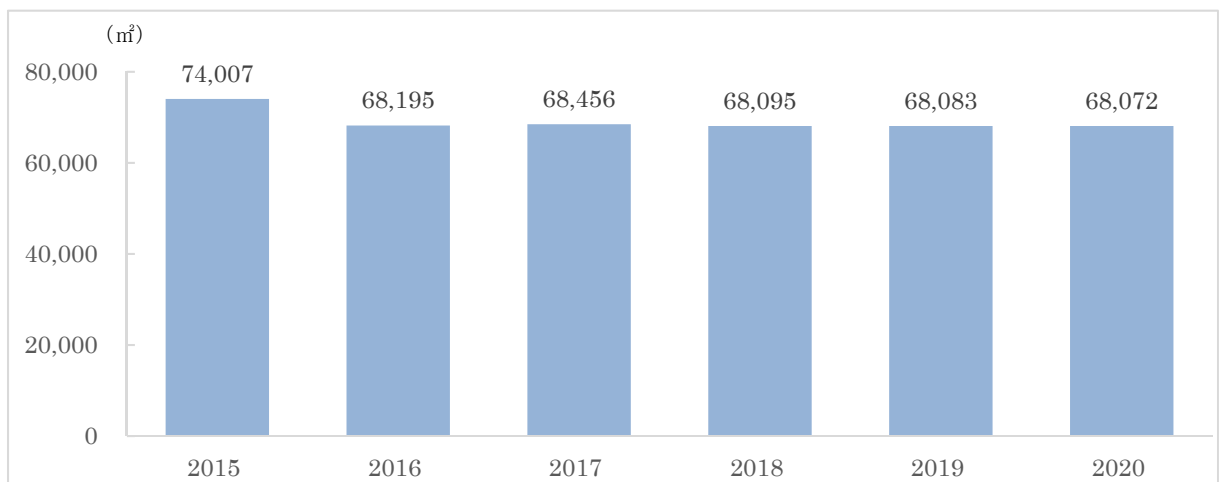
③ 施設保有量の推移

公共施設等の保有量をみると、平成 27 (2015) 年度末以降、旧小学校を除却したことにより延床面積が減少し、令和 2 (2020) 年度末では、8.0%減の 68,072 m²となっています。

また、公共施設の用途別整備面積を年度別にみると、昭和 48 (1973) 年度以降に多くの施設整備が行われていることがわかります。この時期には、集会施設や庁舎等にはじまり、昭和 57 (1982) 年度以降になると、文化施設やレクリエーション施設・観光施設、学校施設等が建設されています。

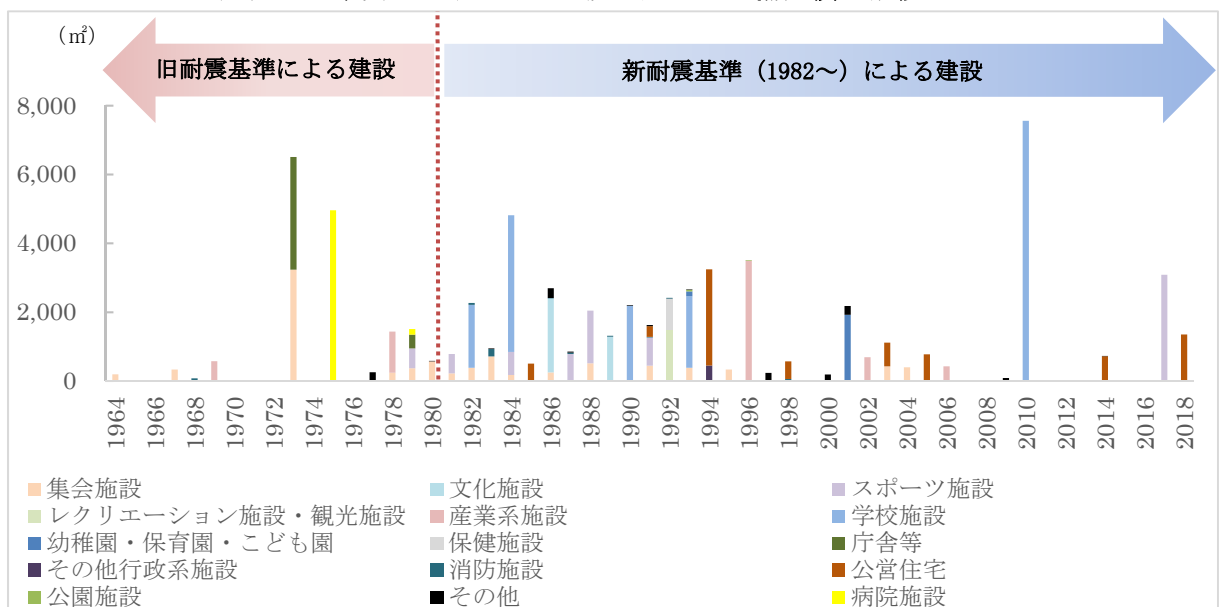
2000 年代に入ると、新規整備は落ち着いていましたが、平成 22 (2010) 年度には町内にあった町立小学校（睦合小学校、西山小学校、水沢小学校、川土居小学校、沼山小学校）を統合、「西川小学校」を新設したことにより、大幅に整備量が増えています。

図表 8 各年度末における施設保有量の推移



資料：西川町総務課

図表 9 年度別にみた公共施設の用途別整備面積の推移



資料：西川町総務課

(2) インフラ資産

① 道路・橋梁

令和3(2021)年8月時点で、本町が所有する町道の総延長は193,842m、道路部面積の合計は1,105,904㎡となっています。

また、本町が所有する橋梁は95橋、その面積は15,260㎡となっており、15mを超える比較的大きな橋梁は47本と、ほぼ半数を占めています。橋梁の面積をみると、本町で整備してきた橋梁は、コンクリート橋(PC橋・RC橋)が約70%となっています。耐用年数(60年)を超えていることが判明している橋梁は29橋であり、今後も順次耐用年数を迎える橋梁があることから、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

図表 10 道路の現況

種別	実延長 (m)	道路部 (㎡)	路線数
1級(幹線町道)	36,465	249,730	17
2級(幹線町道)	28,184	153,869	9
その他町道	129,193	702,305	153
計	193,842	1,105,904	179

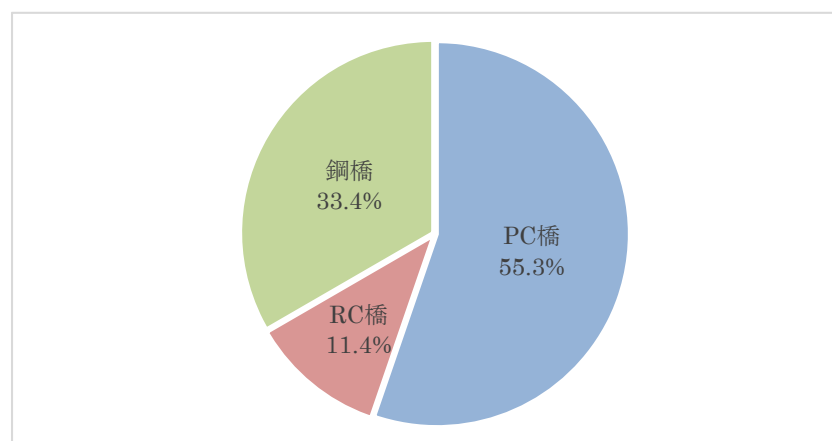
資料：西川町建設水道課

図表 11 橋梁の現況

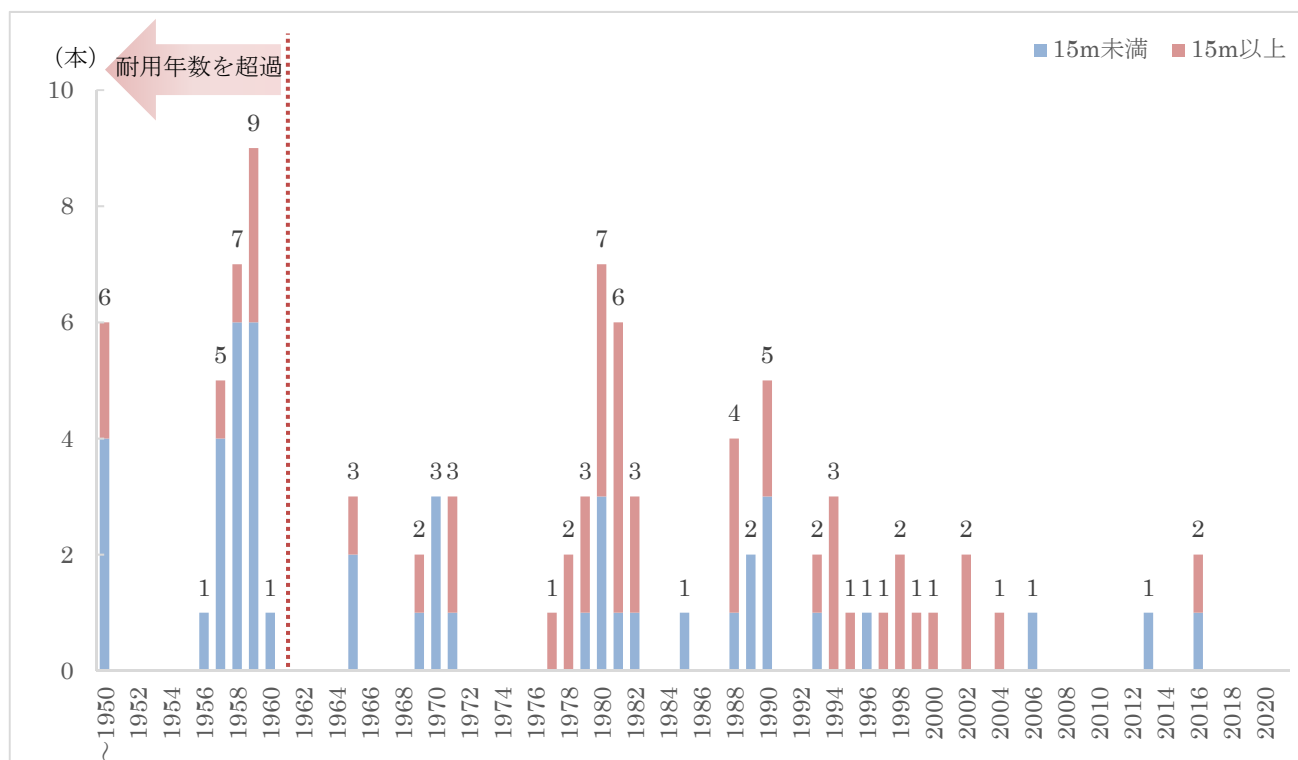
整備橋梁数(本)		
整備橋梁数	15m未満	48
	15m以上	47
	計	95
構造別橋梁面積(㎡)		
橋梁面積	PC橋	8,434
	RC橋	1,736
	鋼橋	5,090
	計	15,260

資料：西川町建設水道課

図表 12 橋梁の構造別面積割合

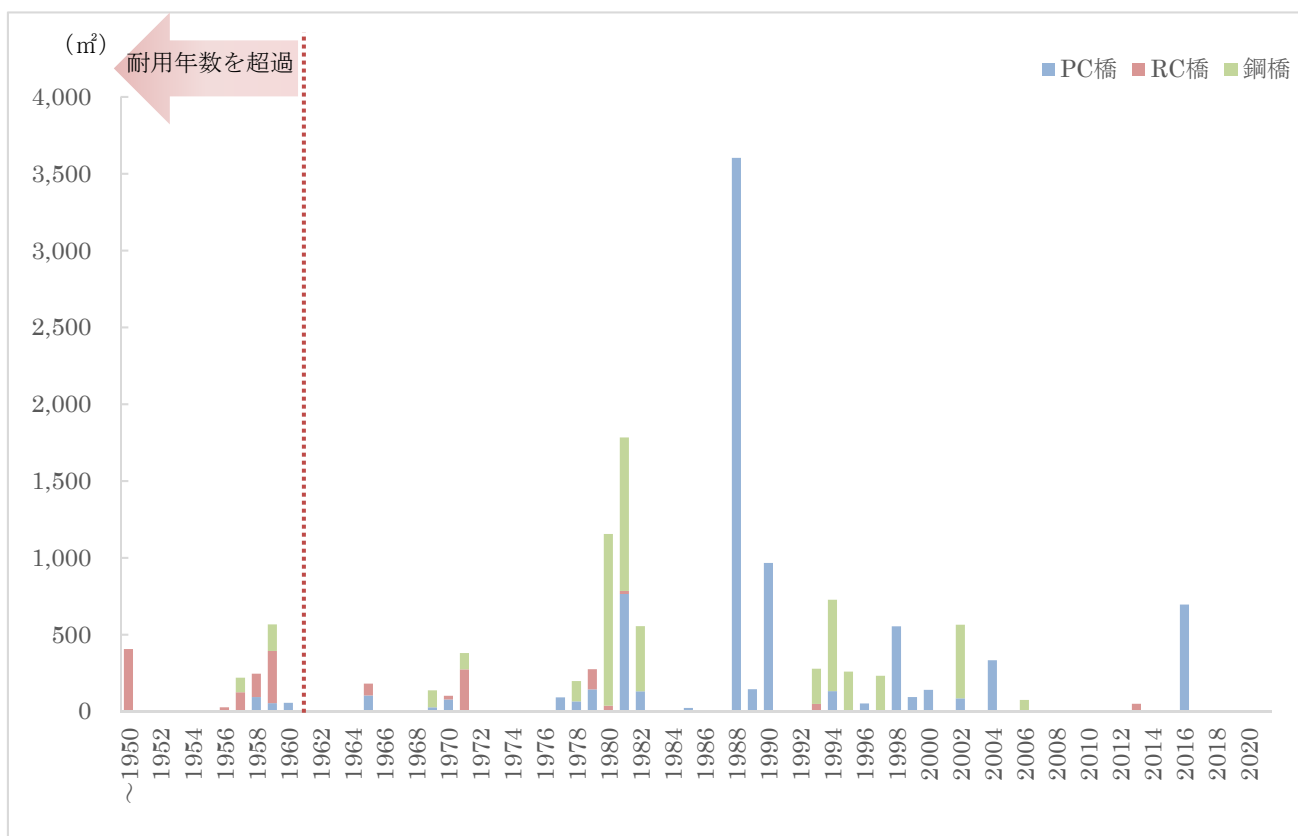


図表 13 年度別長さ別にみた橋梁の整備本数



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 14 構造別、年度別にみた橋梁の整備面積



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

② 上水道・下水道

本町の上水道は、上水道区域及び大井沢・志津・本道寺・小山・岩根沢・軽井沢・中岫地区に給水しています（上水道区域において県営村山広域水道から一部受水）。水道管は大きく導水管、送水管、配水管に区分されますが、令和3（2021）年8月時点で、それぞれ21,938m、4,923m、82,969mが敷設されています。

また、上水道関連施設は11施設、1,971㎡ありますが、築40年以上経過している施設は約半数を占めており、今後維持管理費が増大することが懸念されます。

図表 15 上水道の現況

単位：m

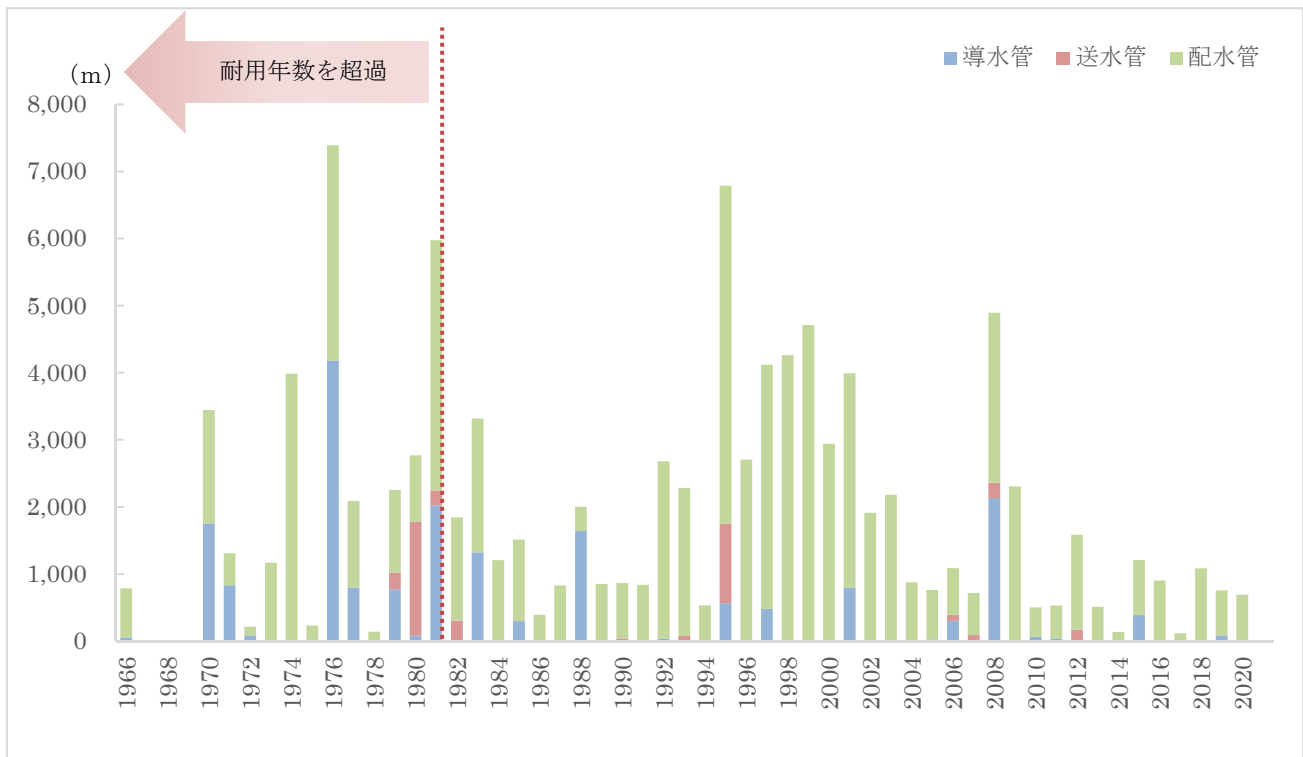
管種	導水管	送水管
管径	300 mm 未満	300 mm 未満
計	21,938	4,923
小計	21,938	4,923

単位：m

管種	配水管							
管径	50 mm以下	75 mm以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下	250 mm 以下	300 mm 以上
計	10,905	18,393	20,794	127	27,081	2,601	3,067	0
小計	82,969							

資料：西川町建設水道課

図表 16 年度別にみた上水道の整備延長



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

また、本町の下水道は西岩根沢簡易排水事業、農業集落排水事業（水沢地区、本道寺月岡地区）、公共下水道事業の3事業によりサービスが供給されています。令和3（2021）年8月時点で、本町が所有する下水道の総延長は29,291mとなっています。下水道が整備されていないところは、浄化槽による処理を行っています。下水道の整備は平成6（1994）年度以降に行われており、すべての管渠は管径500mm以下の比較的小さなものとなっています。

本町の下水道管に関しては、平成に入ってから整備されたものであるため、早急に更新するべきものではありませんが、老朽化は進行していくため、計画的な更新と除却が必要になります。また、下水道関連の建築物は3施設、1,766㎡ありますが、すべて新耐震基準で建てられており、耐用年数未満となっています。

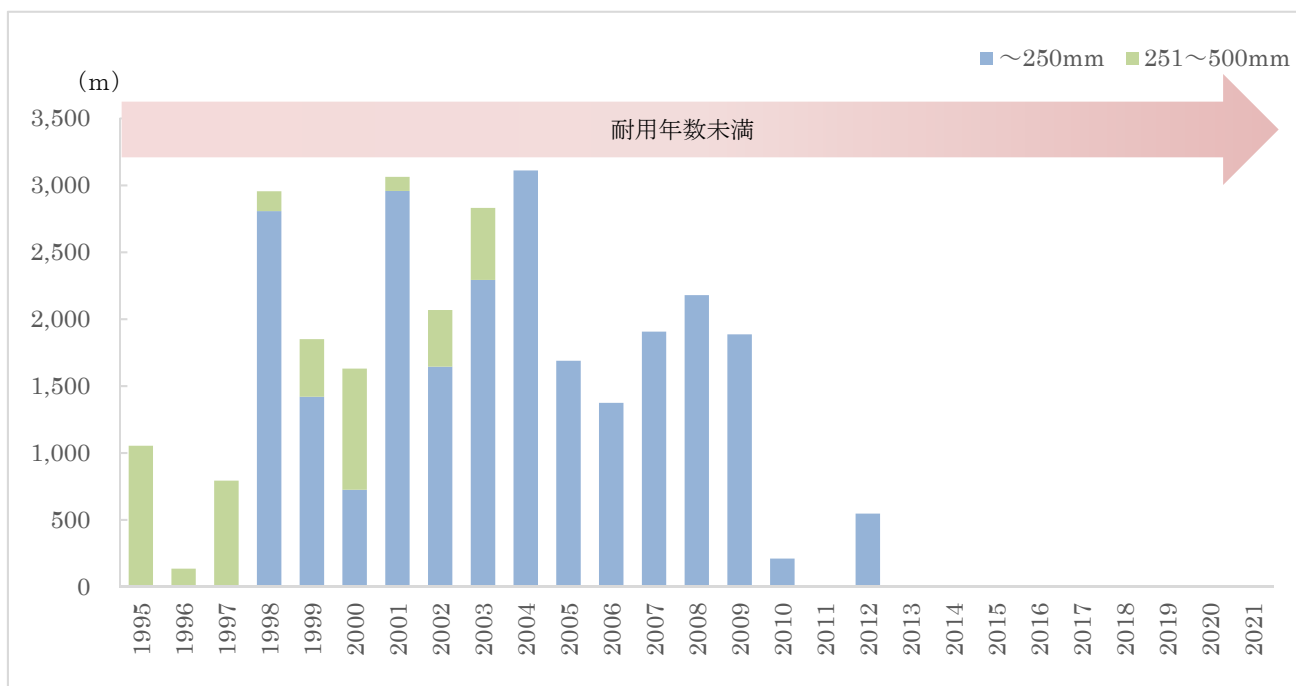
図表 17 下水道の現況

単位：m

管種	下水道管			
	管径	250 mm以下	251～500 mm	501 mm以上
計		24,756	4,534	0
小計		29,291		

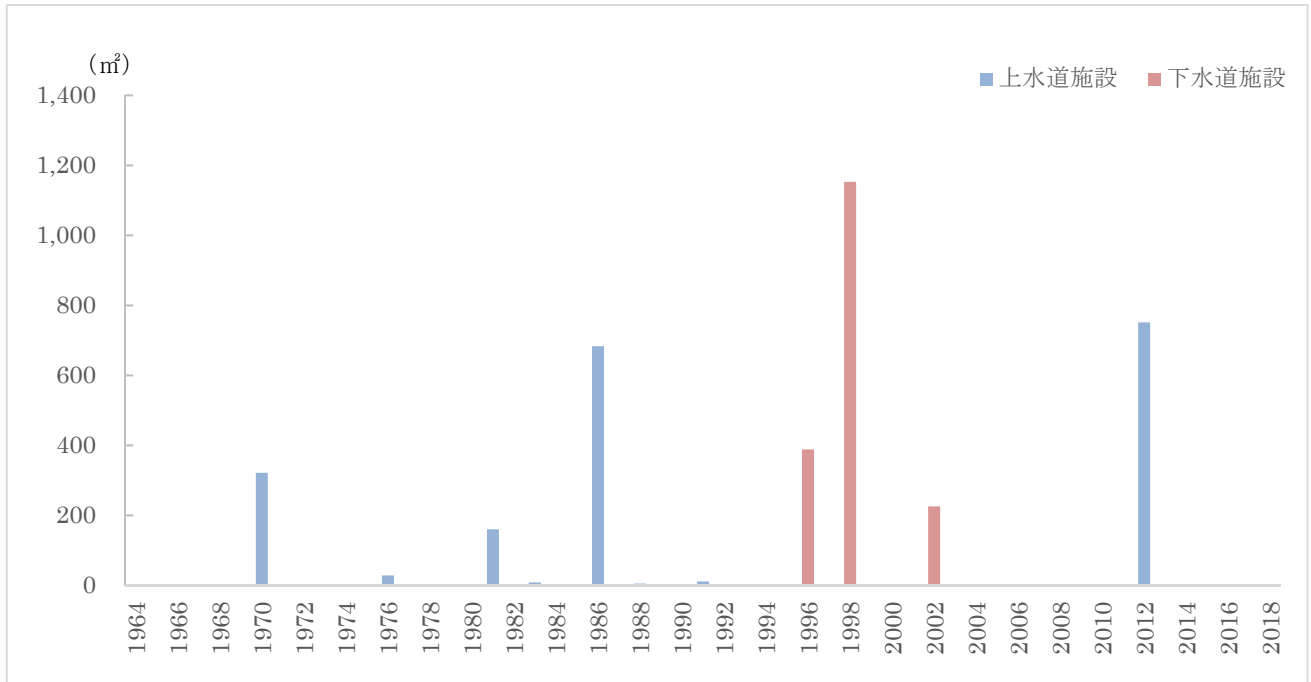
資料：西川町建設水道課

図表 18 年度別にみた下水道の整備延長



資料：西川町建設水道課

図表 19 上下水道関連建築物の年度別整備状況



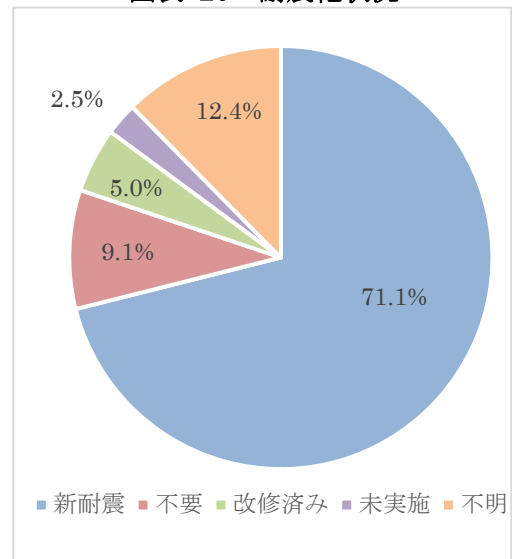
資料：西川町総務課

3.2 耐震化の状況

本町が保有する公共施設については、新耐震基準に基づいて建築された施設が 71.1%、耐震診断の結果から耐震性が確認できている施設が 9.1%、既に改修が完了した施設は 5.0%となっており、全体の 85.2%は耐震性が確保できていますが、一部の建物は点検・調査等を通じ、耐震改修の必要有無について検討していく必要があります。

新耐震基準に基づいて建てられた施設についても、施設の利用状況や周辺環境等により、施設の老朽化、損傷の度合いが異なるため、各施設の状況、状態に応じた対応が求められています。

図表 20 耐震化状況



3.3 過去 10 年間で実施した公共施設の大規模な老朽化対策

過去 10 年間で大規模改修事業を実施した施設は、町役場（庁舎）、月山銘水館（総合交流促進センター）、歴史文化資料館を含む 6 施設となっています。また、老朽化対策や利便性向上として、平成 29(2017)年度に町民体育館、令和 3（2021）年度に睦合自動車ポンプ格納庫の更新を行いました。旧町民体育館は既に除却が完了、旧睦合自動車ポンプ格納庫は今後のあり方について検討していきます。志津会館は建替えのため、令和 3（2021）年度に解体を行いました。建設は令和 5（2023）年度以降を予定しています。

図表 21 過去 10 年間で実施した大規模な老朽化対策

施設名称	竣工年度	大規模改修	更新
町役場（庁舎）	1973	2014	
海味第一集会所	1991	2014	
町民体育館岩根沢分館	1988	2015	
月山銘水館（総合交流促進センター）	1996	2015	
町民体育館睦合分館	1979	2016	
歴史文化資料館	1986	2018	
町民体育館	2017		2017
睦合自動車ポンプ格納庫	1983		2021※ ¹
志津会館	1979		2021※ ²

資料：西川町総務課

※¹ 旧睦合自動車ポンプ格納庫は今後のあり方を検討。

※² 志津会館は令和 3（2021）年度時点ではまだ解体のみで、建設は令和 5（2023）年度以降の実施を予定。

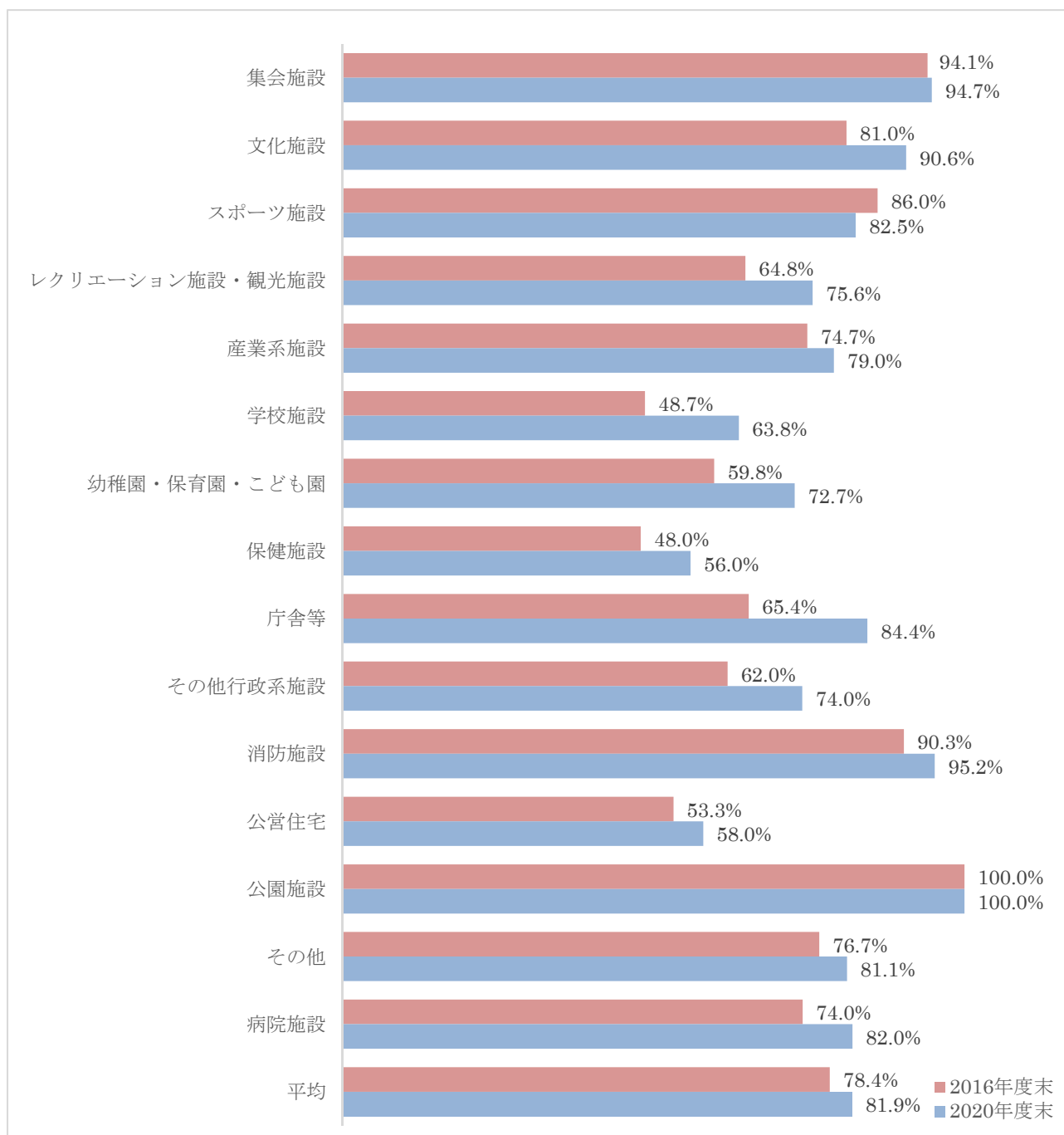
3.4 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28(2016)年度末の減価償却率は 78.4%、令和 2(2020)年度末では 81.9%となっており、3.5%増加しています。

令和 2(2020)年度末における用途別の減価償却率をみると、公園施設、消防施設、集会施設、文化施設が 90%を超過しており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

減価償却率の平均をみると、81.9%と全体的に老朽化していることから、施設を安全に使えるよう適切に維持管理をしていく必要があります。

図表 22 用途別減価償却率



資料：固定資産台帳より作成

4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト

4.1 更新等費用の算出方法

(1) 公共施設

令和元（2019）年度に策定した「西川町公共施設個別施設計画」では、公共施設を適切に管理するために長寿命化した場合と長寿命化しない場合の改修時期や目標使用年数を設定しました。本計画においても、整合が図れるよう同様の条件で将来コストを算出します。

「西川町公共施設個別施設計画」における事業実施時期や事業費単価については、以下のとおりです。

図表 23 改修時期と目標使用年数

構造種別	長寿命化	計画改修	大規模改修	目標使用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	対象	築 20 年、60 年	築 40 年	築 80 年
	対象外	—	—	築 50 年
重量鉄骨造	対象	築 20 年、60 年	築 40 年	築 80 年
	対象外	—	—	築 50 年
木造	対象	築 15 年、45 年	築 30 年	築 60 年
	対象外	—	—	築 30 年
軽量鉄骨造	対象外	—	—	築 40 年
コンクリートブロック造	対象外	—	—	築 60 年

図表 24 事業費単価

	単価（円/㎡）	備考（改修レベル）
更新（建替）	350,000	
大規模改修（長寿命化）	屋根	12,000 ガルバリウム鋼板、化粧瓦
	外壁	36,800 防火サイディング、窯業系外装材
	設備	72,600 配管、電気、空調、トイレ等
	内装	47,600 ビニールクロス、ロックウール吸音板
計画改修	68,200	
	屋根	7,700 圧縮スレート、シート防水等
	外壁	31,000 吹付タイル、サイディングボード
設備	29,500 配管、空調等	
解体撤去	29,000	公共施設の平均

(2) 道路・橋梁

道路の試算については、平成 24（2012）年度に財団法人地域総合整備財団が提供した「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

ただし、現時点での敷設状況から算出するため、既に改良が済んでいる道路の更新費用も計上されています。

図表 25 道路の将来コスト算出条件

種別	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡

橋梁の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

耐用年数は架設年次を基準として適用するため、既に改良・長寿命化が済んでいる橋梁の更新費用も計上されています。

図表 26 橋梁の将来コスト算出条件

種別	耐用年数	更新単価
PC 橋	60 年	425 千円/㎡
RC 橋		425 千円/㎡
鋼橋		500 千円/㎡

(3) 上水道・下水道

上水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定します。また、上水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設と同じ条件で更新すると仮定します。耐用年数は敷設年次を基準として適用するため、既に更新が完了している管路の更新費用も計上されています。

図表 27 上水道の将来コスト算出条件

種別	管径	耐用年数	更新単価	
導水管・送水管	300mm 以下	40 年	100 千円/m	
配水管	50mm 以下		97 千円/m	
	75mm 以下			
	100mm 以下			
	125mm 以下			
	150mm 以下			
	200mm 以下			100 千円/m
	250mm 以下			103 千円/m

下水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設と同じ条件で更新すると仮定します。耐用年数は敷設年次を基準として適用するため、既に更新が完了している管路の更新費用も計上されています。

図表 28 下水道の将来コスト算出条件

管径	耐用年数	更新単価
250mm 以下	50 年	61 千円/m
251mm~500mm 以下		116 千円/m

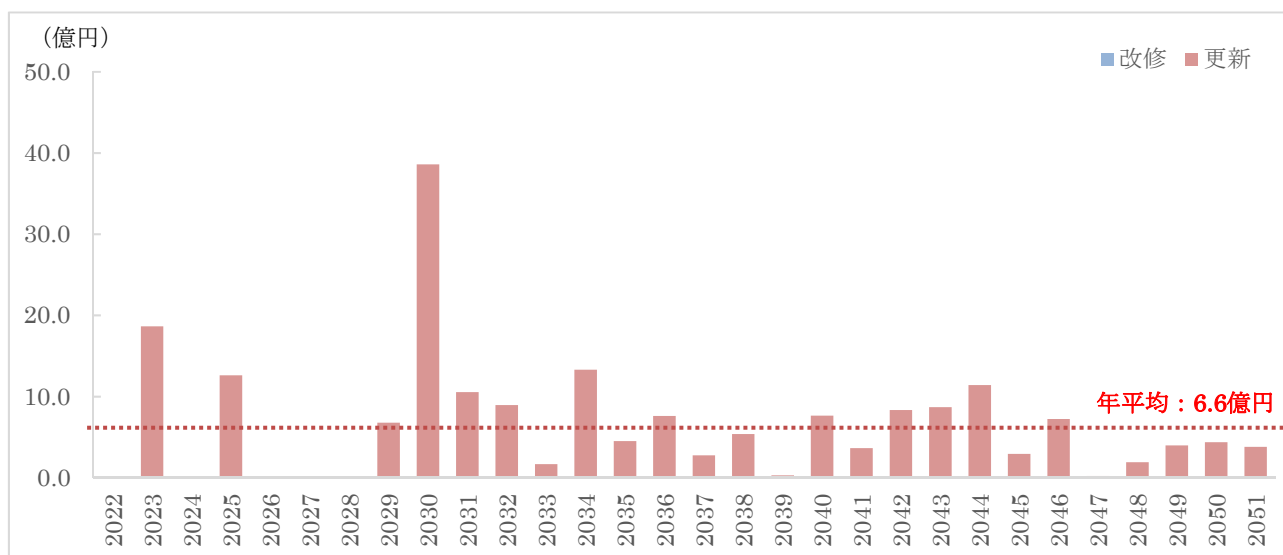
4.2 将来コストの推計

(1) 公共施設

今後、本町が保有する公共施設を従来通り耐用年数時に単純更新すると、令和 4 (2022) 年から令和 33 (2051) 年までの 30 年間で、196.5 億円 (年平均で 6.6 億円) が必要になると予想されます。

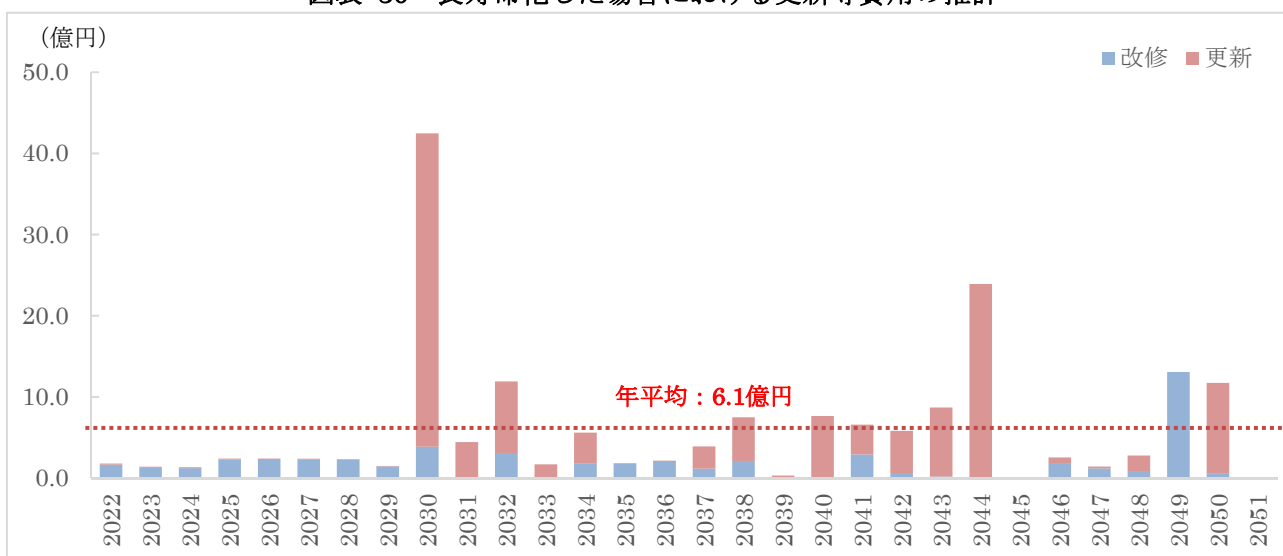
また、令和元 (2019) 年度に策定した「西川町公共施設個別施設計画」の施設方針に基づくと、長期利用が見込まれる町役場や西川小学校等を長寿命化した場合、令和 4 (2022) 年度から令和 33 (2051) 年度までの 30 年間で、181.6 億円 (年平均で 6.1 億円) が必要になると予想されており、長寿命化を行うことで、年平均 0.5 億円の事業費が削減できる見込みとなっています。

図表 29 長寿命化しない場合における更新等費用の推計



資料：西川町公共施設個別施設計画より作成

図表 30 長寿命化した場合における更新等費用の推計



資料：西川町公共施設個別施設計画より作成

図表 31 長寿命化しない場合と長寿命化した場合の更新等費用

算出条件	30年間	年平均
長寿命化しない場合	196.5億円	6.6億円
長寿命化した場合	181.6億円	6.1億円
縮減効果額	15.0億円	0.5億円

※四捨五入の都合で差額が一致しない場合がある。

本町が直近5年間で公共施設に要した投資的経費の年平均は約3.8億円であることから、長寿命化した場合の方が年2.3億円高くなっています。

したがって、長寿命化を実施しただけでは財源が不足することが予想されるため、公共施設のあり方について検討していくことが必要です。

図表 32 公共施設にかけた直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成28(2016)年度	692,310	273	30,880	723,463
平成29(2017)年度	353,563	202,831	0	556,394
平成30(2018)年度	175,401	148,974	0	324,375
令和元(2019)年度	118,660	102,642	0	221,302
令和2(2020)年度	43,043	8,910	0	51,953
平均	276,595	92,726	6,176	375,497

資料：西川町総務課

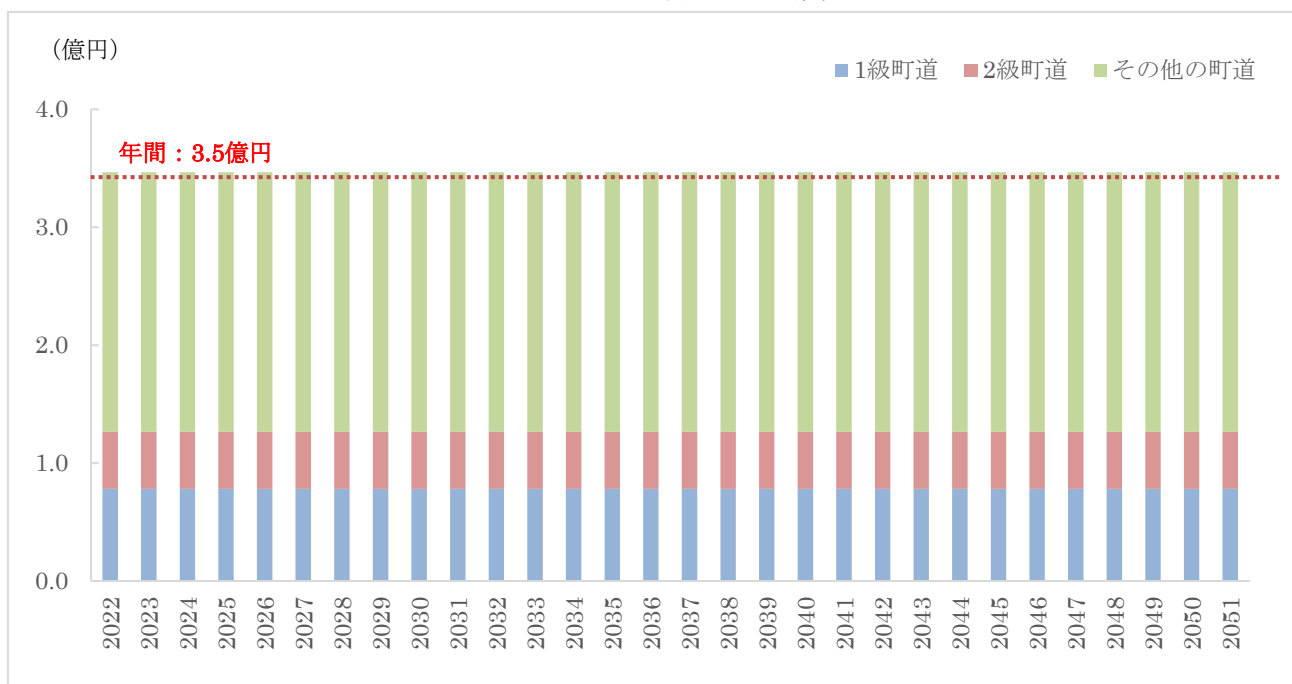
(2) 道路・橋梁

道路にかかる将来コストの算出にあたっては、管路などの埋設物の点検等とも併せて道路の改良・修繕を実施することもあることから、これまでに敷設されている路線の道路部総面積から、30年間で平均的に修繕を行うものと想定して将来費用を算出します。

今後、道路の更新に必要とされる更新費用は、以下のグラフのとおりです。

今後30年間では、約104.0億円、1年あたり約3.5億円が必要と予想されており、直近5年間における投資的経費の年平均1.6億円と比較すると、約2.2倍となっています。

図表 33 道路にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 34 道路にかけた直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	199,321	0	240	199,561
平成 29 (2017) 年度	201,526	0	3,097	204,623
平成 30 (2018) 年度	215,544	0	2,359	217,903
令和元 (2019) 年度	90,646	0	2,146	92,792
令和 2 (2020) 年度	69,525	0	1,384	70,909
平均	155,312	0	1,845	157,158

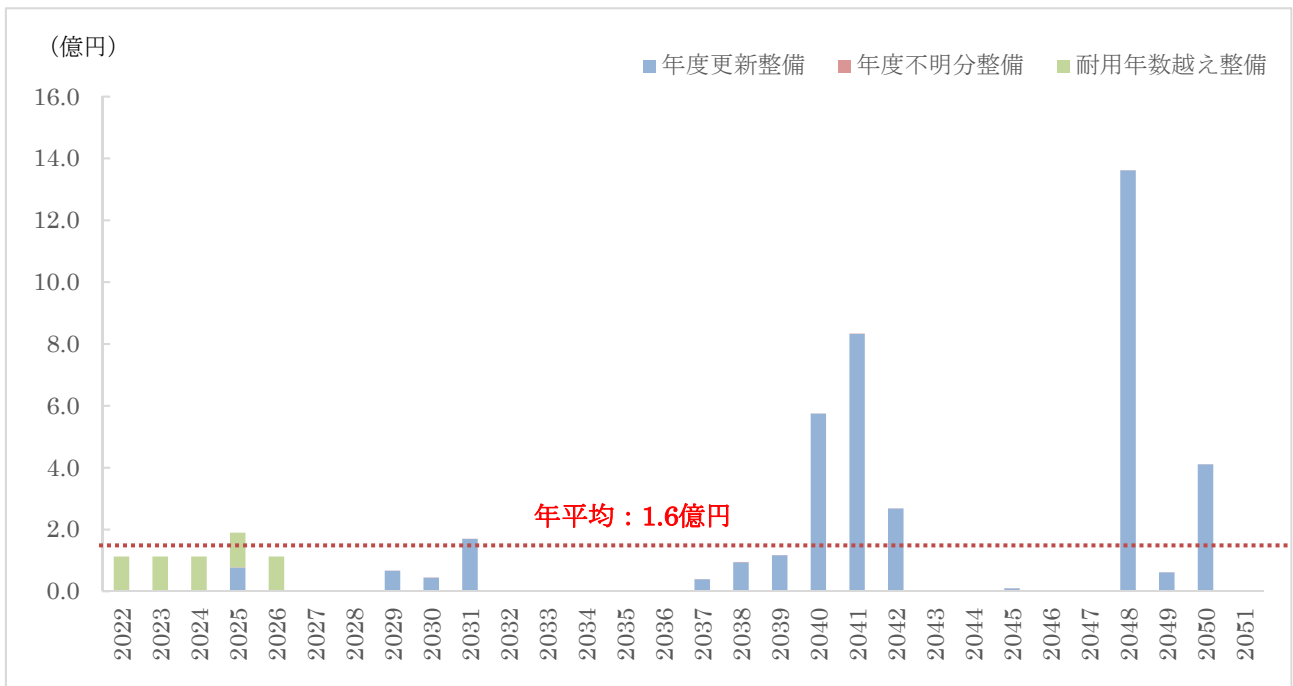
資料：西川町総務課

また、橋梁にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。

今後 30 年間では、約 47.0 億円、1 年あたり約 1.6 億円が必要と予想されており、直近 5 年間における投資的経費の年平均 1.2 億円と比較すると、約 1.3 倍となっています。

今後も、平成 26 (2014) 年度に策定した「西川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な更新を行っていく必要があります。また、令和 22 (2040) 年度頃には橋梁の更新が多く見込まれていることから、財政の負担を軽減するための取り組みも必要となります。

図表 35 橋梁にかかる将来の更新費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 36 橋梁にかけた直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	191,987	0	0	191,987
平成 29 (2017) 年度	205,145	0	0	205,145
平成 30 (2018) 年度	60,298	0	0	60,298
令和元 (2019) 年度	61,179	0	0	61,179
令和 2 (2020) 年度	79,019	0	0	79,019
平均	119,526	0	0	119,526

資料：西川町総務課

(3) 上水道・下水道

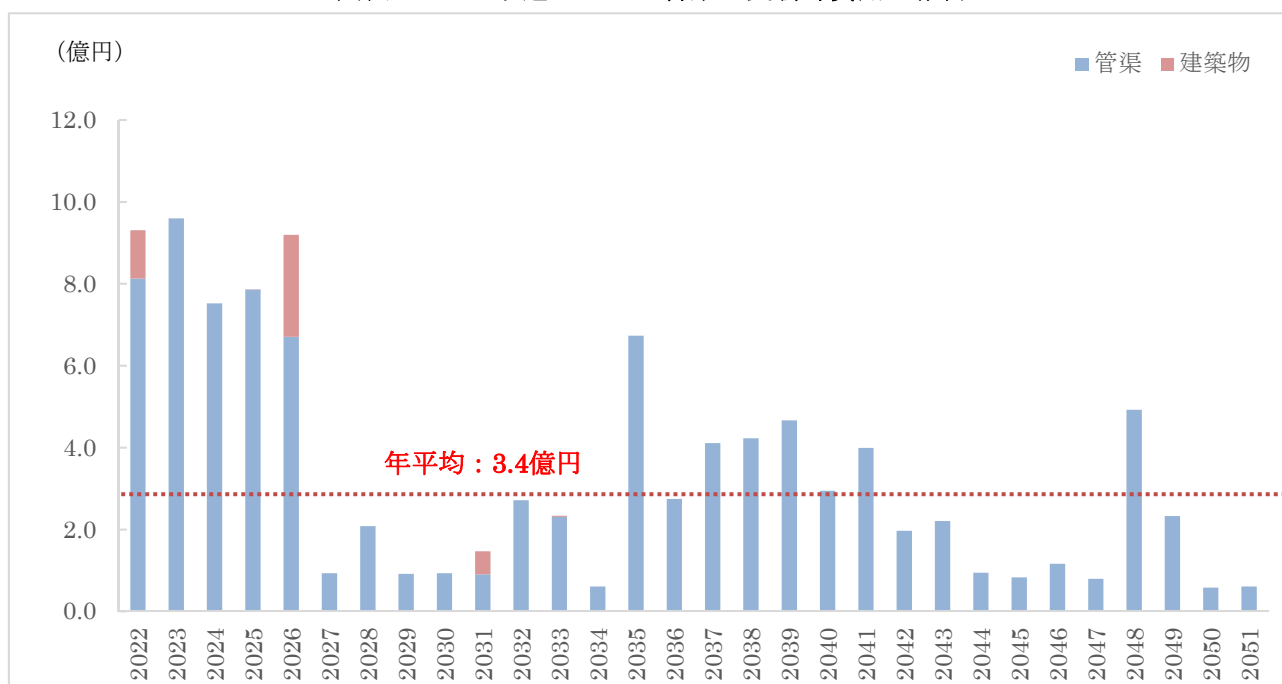
上水道にかかる更新等費用については、以下のグラフのとおりです。

今後 30 年間では約 101.2 億円、1 年あたり約 3.4 億円となっていますが、耐用年数を超過している水道管の更新を早急かつ計画的に行っていく必要があります。

また、今後は給水人口の減少が予想されるため、町民の居住地域に合わせた効率的な更新が必要となります。

さらに、水源地の耐震性能の向上などが今後の課題として挙げられます。長期的な視点をもって更新、新規整備及び除却を進めていく必要があります。

図表 37 上水道にかかる将来の更新等費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 38 上水道にかけた直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	22,821	13,337	0	36,158
平成 29 (2017) 年度	4,391	4,583	821	9,795
平成 30 (2018) 年度	49,783	65,861	0	115,644
令和元 (2019) 年度	51,675	1,095	0	52,770
令和 2 (2020) 年度	46,366	18,256	0	64,622
平均	35,007	20,626	164	55,798

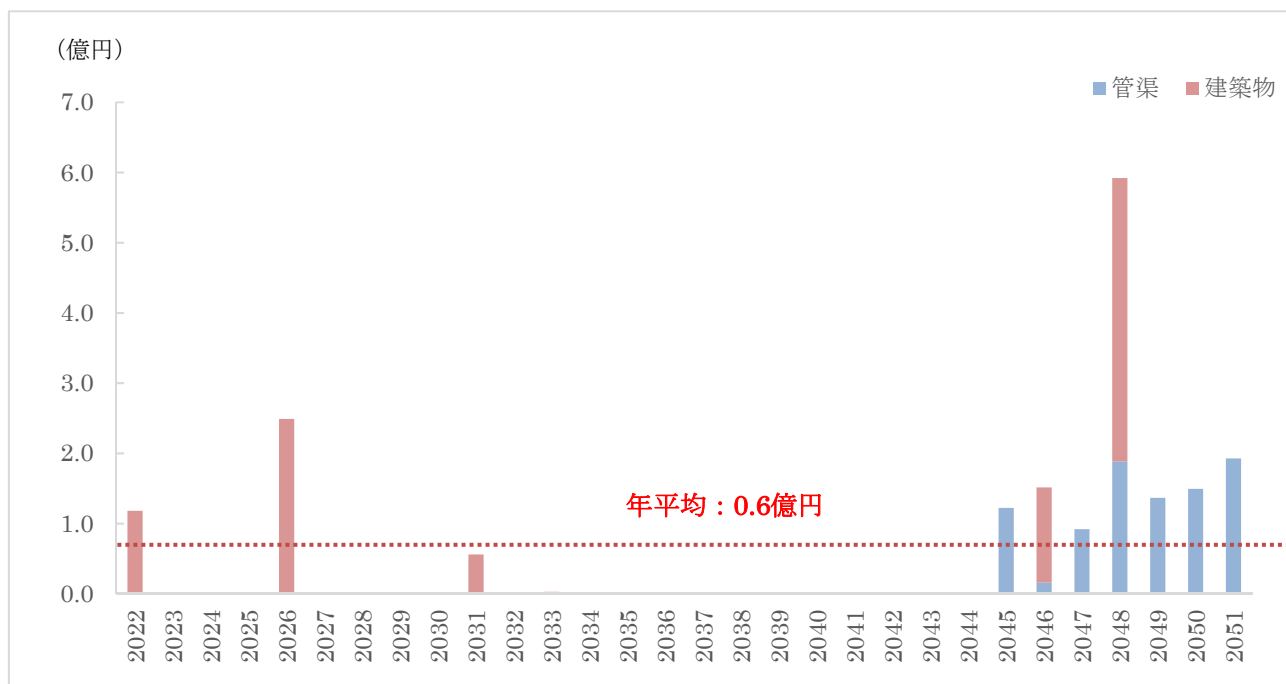
資料：西川町総務課

下水道にかかる更新等費用は、以下のグラフのとおりです。

今後 30 年間では、約 18.6 億円、1 年あたり約 0.6 億円が必要と予想されています。下水道は上水道と比べ、近年急速に整備が進んだことから、早急な更新は必要ありませんが、令和 27 (2045) 年度以降は下水道管の更新が必要となると予測されており、支出の平準化が求められます。

各市町村別生活排水処理施設普及率によると、令和 2 (2020) 年度末における本町の下水道普及率は 53.7%、水洗化率は 84.2%、生活排水処理施設普及率は 86.6% となっていますが、今後人口が減少することを考慮すると、計画的かつ長期的視点をもって更新、除却を進めていく必要があります。

図表 39 下水道にかかる将来の更新等費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 40 下水道にかけた直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

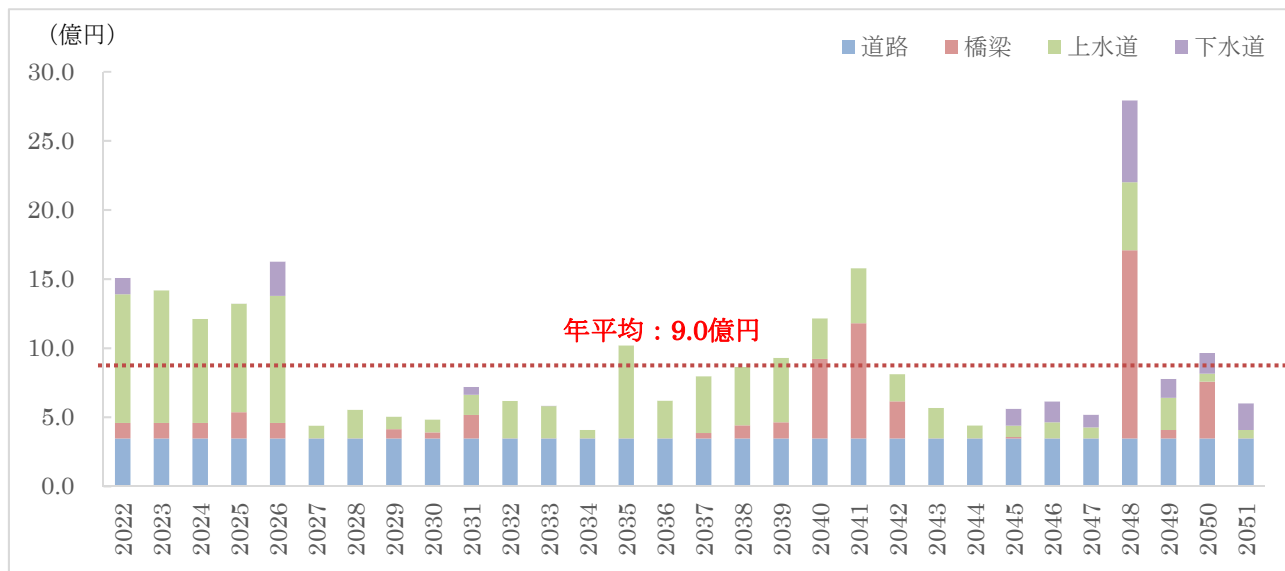
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 28 (2016) 年度	0	0	0	0
平成 29 (2017) 年度	3,335	0	0	3,335
平成 30 (2018) 年度	14,307	0	0	14,307
令和元 (2019) 年度	16,099	0	0	16,099
令和 2 (2020) 年度	8,776	0	0	8,776
平均	8,503	0	0	8,503

資料：西川町総務課

4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト

インフラ資産における今後30年間で必要な整備額は約270.8億円にのぼり、1年あたりの整備額は約9.0億円となります。これは直近5年間の投資的経費の年平均（約3.4億円）の約2.6倍となっています。

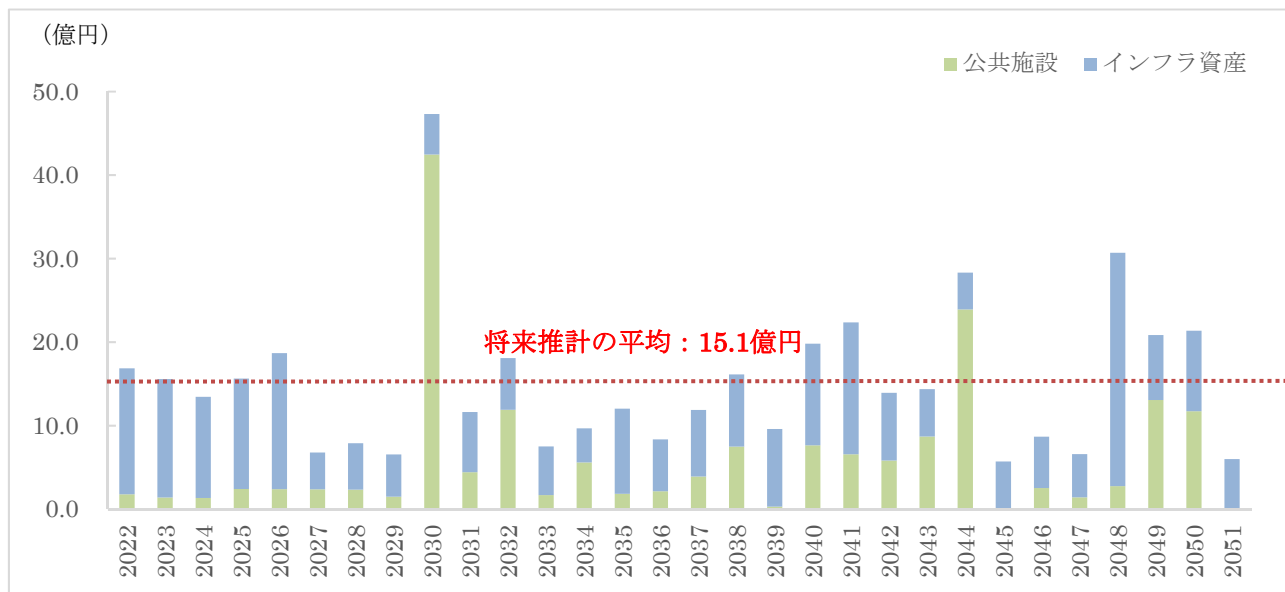
図表 41 すべてのインフラ資産を維持した場合の更新等費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

また、今後30年間に本町が保有する公共施設、インフラ資産のすべてを維持し続けた場合の必要コストを試算したところ、30年間で約452.4億円、1年あたり約15.1億円が必要と予想されています。直近5年間でかけた投資的経費の年平均が約7.2億円であったことを考慮すると、2倍以上の費用が必要となります。

図表 42 すべての公共施設・インフラ資産を維持した場合の更新等費用の推計



資料：公共施設等更新費用試算ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 43 将来コストの年平均額及び投資的経費の年平均額

分類	将来コストの 年平均	投資的経費の 年平均	不足額
公共施設	6.1 億円	3.8 億円	2.3 億円
道路	3.5 億円	1.6 億円	1.9 億円
橋梁	1.6 億円	1.2 億円	0.4 億円
上水道	3.4 億円	0.6 億円	2.8 億円
下水道	0.6 億円	0.1 億円	0.5 億円
計	15.1 億円	7.2 億円	7.9 億円

※四捨五入の都合で差額が一致しない場合がある。

4.4 総量の削減目標

(1) 公共施設の延床面積に関する目標

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、平成 27（2015）年度末の施設保有量を基に、計画期間の最終年度である令和 17（2035）年度末における施設総量の削減目標を定めます。

令和 2（2020）年度末時点では、既に 7.9%の公共施設が削減できていること、公共施設個別施設計画で除却を予定している施設が 4.1%あること、施設のあり方について検討している施設が 8.6%あることから、20%程度の公共施設保有量の削減が見込まれます。

一方で、定住促進住宅の建設などが予定されており、5.1%ほど施設保有量が増加することが見込まれています。


以上から、本町では除却だけではなく、これから政策的に整備する新規施設を含めて総合的に勘案し、令和 17（2035）年度末における施設総量を平成 27（2015）年度末の 15%削減することを目標とします。

図表 44 削減目標の指標と削減目標

対象となる施設	延床面積割合
既に除却済みの施設※	7.9%
+ 計画期間で除却が予定されている施設	4.1%
+ 施設のあり方について検討している施設	8.6%
- 新規整備を見込んでいる施設	5.1%
計	15.6%

※既に除却済みの施設の割合は、平成 27（2015）年度末から令和 2（2020）年度末までに建設された施設の割合を差し引いている。

※延床面積割合の積み上げは小数点 2 桁以下を含むため、計と一致しない。



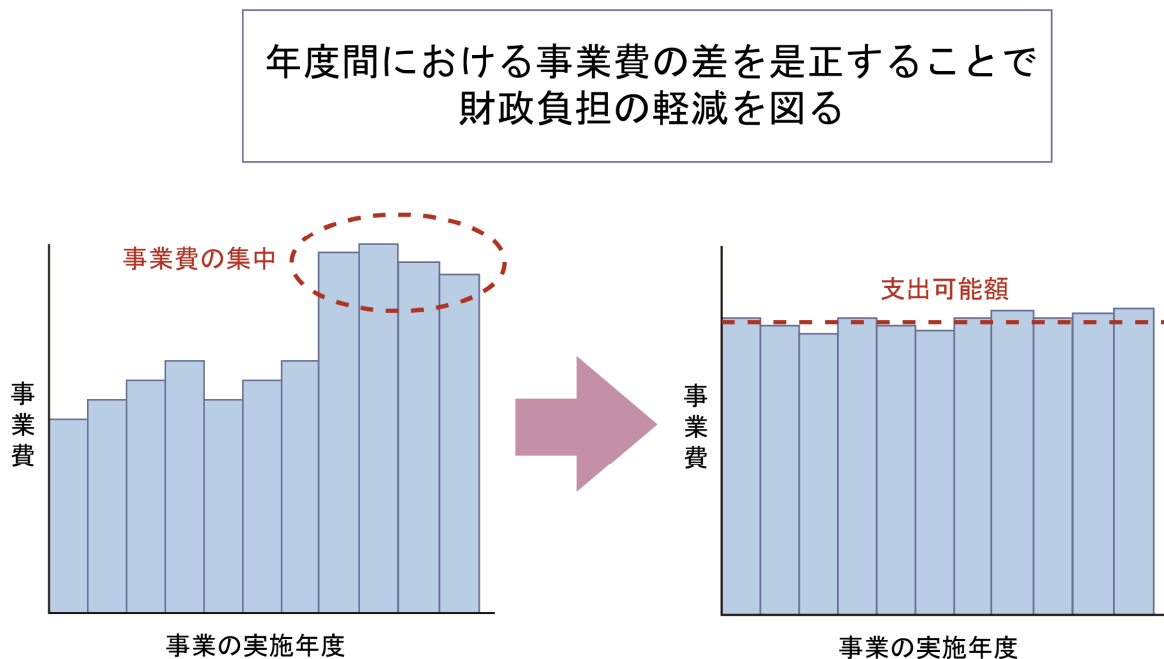
計画期間終了時に平成 27 年度末比の
15%程度を削減

(2) トータルコストの縮減・平準化に関する目標

本町では、直近5年間で公共施設に年平均で約3.8億円かけていた一方で、今後30年で公共施設にかかる事業費の年平均は長寿命化をしても約6.1億円と想定されています。

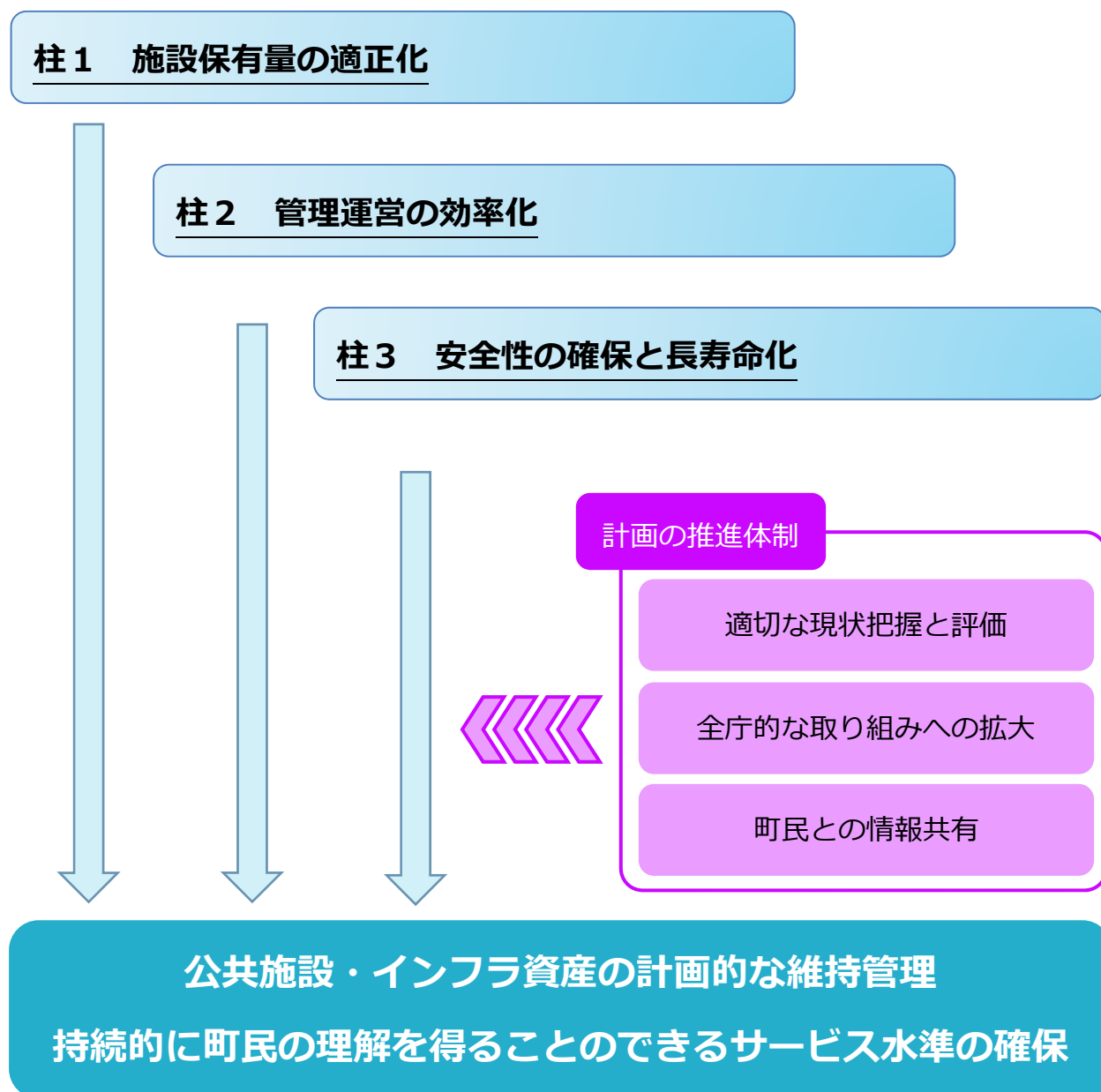
直近5年間で公共施設にかけてきた金額を支出可能額として仮定すると、公共施設の延床面積を15%縮減しても支出可能額を超過することが予測されることから、経費削減や公共サービス拡充による使用料の徴収、PFIなどの民間資金を活用した事業スキームの導入により可能な限り支出可能額に収められるように努めていきます。また、年間の事業費負担が偏らないよう事業費を支出可能額で平準化することで、計画的な改修が確実に実施できるよう努めていきます。

図表 45 平準化のイメージ



5. 適正管理に関する基本的な考え方

今後の人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、町民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくため、引き続き以下の3つを柱とした基本的な考え方を設定し取り組んでまいります。



5.1 公共施設等を適正に管理するための方針

(1) 管理及び運営の方針 ★柱 2

町でなくても民間事業者が十分なサービスを継続的に提供することができ、これによって行政コストの削減が可能となる施設やサービスについては、部分、全体を問わず、積極的な民間への委託を検討します。

また、公共施設の管理運営コストの縮減を図る観点から、光熱水費や委託費などの経費の節減に努めます。

さらに、使用料などの受益者負担について、人口減少や施設利用度の実態を踏まえた適正な料金の見直しを検討します。

(2) 維持管理・更新等の実施方針 ★柱 1

公共施設を適切に維持管理していくため、点検結果や財政状況を踏まえ、できる限り予防保全的な管理を推進していきます。

更新の際には、施設の利用状況や立地を踏まえた上で、同種施設との集約化・異なる機能を持つ施設との複合化を検討し、財政負担の軽減を図りつつ、町民サービスの向上を目指します。

(3) 点検・診断等の実施方針 ★柱 3

長期にわたって安全性が確保されるよう、建築基準法や消防法による法定点検だけでなく、施設職員による日常点検を実施します。点検結果は、施設名、竣工年、延床面積などの施設の基本情報や修繕・改善の履歴情報、今後予定する修繕・改善計画の情報とともに施設カルテに蓄積することで、設置者・施設職員・点検等を実施する専門業者が円滑に連携できるよう努めていきます。

(4) 安全確保の実施方針 ★柱 3

公共施設は広く市民に利用され、避難所としても利用される施設であるため、有事の際にも施設を安全に活用できるよう適切な管理が求められます。そのため、安全性に欠けている施設については、優先的に改修を実施していきます。

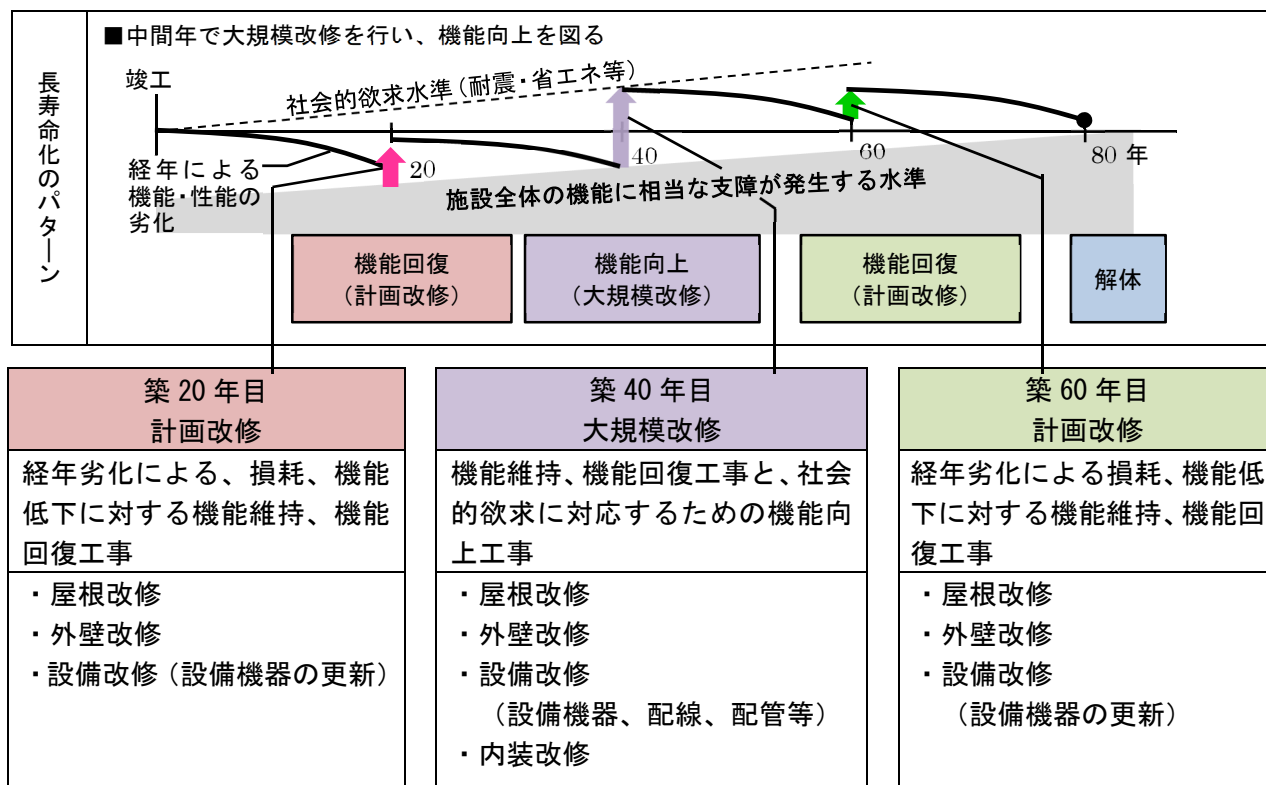
(5) 耐震化の実施方針 ★柱 3

本町では平成 28（2016）年 3 月に既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を定める「西川町耐震改修促進計画」を策定しました。本計画の対象施設においても、「西川町耐震改修促進計画」に則り、安心・安全に施設を利用できるよう可能な限り早期に耐震性が確保できるよう努めていきます。

(6) 長寿命化の実施方針 ★柱 3

長期的な利用が見込まれている施設については、施設の機能維持だけでなく、適切な時期に機能向上を実施することにより、安全性や利便性向上に努めつつ、ライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減を図ります。

図表 46 長寿命化の改修サイクル



(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針 ★柱 3

ユニバーサルデザインは、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすいデザインのことを指します。公共施設は多種多様な人が利用する不特定施設であることから、改修を実施する際などは、手すりやスロープの設置など町民の利便性向上に寄与できるよう検討を行います。

(8) 廃止や複合化の推進方針 ★柱 1

施設の利用率が著しく低く、改修しても利用が見込まれない場合等は、全庁的な体制で十分な検討と情報共有を図ったうえで廃止や複合化を検討し、維持管理費の縮減に努めます。

(9) 保有する財産の活用や処分に関する基本方針 ★柱 1・2

これまで旧小中学校を生涯学習支援施設や歴史文化資料館として活用するなど、未利用施設の活用を実施してきました。今後も利用度向上の余地があると考えられる施設については、より良い公共サービスの提供に努めていきます。また、町での活用が見込めない施設については、売却を行うなど収入の確保を検討します。

5.2 施設類型ごとの課題及び管理方針

(1) 庁舎等

「町役場」は平成 26（2014）年に大規模改修を実施しました。今後も現在の施設を適正に利用し、可能な限り長期にわたって利用していくことができるように努めていきます。修繕が必要な箇所は都度対応し、安全・安心に利用できるようにしていきます。

「大井沢支所」については、診療所などの他施設とのあり方を含めて検討を続けていきます。

(2) 公営住宅

本町には、直営で運営している住宅が 9 施設あります。公営住宅のストックは、将来的な需要を勘案しながら、効率的かつ適確な供給と維持管理を図っていくことが重要な課題となっています。公営住宅は低所得者世帯への住居の提供という役割を担う施設である一方、移住定住を進めるにあたっての移住者等の受け皿ともなっています。

今後、人口減少対策として、みどり団地第 2 期造成事業による賃貸集合住宅の整備及び長期賃貸住宅の建築を進めていきます。また、公営住宅については公営住宅等長寿命化計画に従い、定住促進住宅等及び長期賃貸住宅については計画的な改修等を実施し適切に管理していきます。

(3) 保育園

「にしかわ保育園」は築 20 年ほどが経過したことから、平成 30（2018）年に屋根及び外壁の再塗装工事を実施しました。今後も長期にわたって維持していくために、定期的な部分補修や、塗装等を行っていく必要があります。

(4) 学校

小学校、中学校は統合が完了しており、廃校舎の解体後の跡地利用について検討する必要があります。今後も利用する廃校舎や体育館については維持管理経費の捻出も課題であることから、維持管理費の軽減につながるよう、検討していきます。

(5) 保健施設

保健施設は、これまで屋根改修や事務室のフロア改修等の大規模改修を実施してきました。今後も保健・医療・福祉サービスエリアの中核として利用が多く見込まれることから、引き続き計画的にメンテナンスを行います。

(6) 集会施設

公民館や集会所は、地元地区で管理されており、改修や修繕は地区への補助により行われることとなります（町から2分の1）。今後も本補助制度を利用して管理・修繕を行います。また、避難所に指定されている施設については、耐震診断に要する費用並びに耐震化工事に対しては補助制度を設けて対応するなどの検討が必要となります。

今後も利用しやすい環境づくりに努め、利用料は適正な受益者負担のもとに検討していきます。

(7) 文化施設

「自然と匠の伝承館」はバリアフリー化が進んでおらず、高齢者、身障者の利用が困難となっているほか、修繕が必要な箇所があるため、緊急性の高い箇所から部分改修を実施します。

「丸山薫記念館」は現在の施設、設備を維持していくことを基本とし、管理は岩根沢区に委託します。

(8) スポーツ施設

「町民体育館」は平成29（2017）年に建替えを実施しました。その他の分館については、解体する予定の施設以外は今後も地元地区等による管理など、これまでの管理体制を継続することとします。利用されていない施設の早期解体を含め、維持管理経費の削減につながる取り組みを行います。

(9) レクリエーション施設・観光施設

「月山湖水の文化館」は老朽化が進んでおり、設備の修繕費等がかさむようになっています。今後は施設の活用の方向性も検討しながら、維持管理を行います。

(10) 産業系施設

「月山銘水館（総合交流促進センター）」は平成 27（2015）年度に大規模改修を実施し、機能を強化したものの、その他産業系施設においては、修繕が必要な施設が増えてきており、今後多額の維持経費が必要となる可能性があります。

今後の施設管理体制は、引き続き指定管理者制度を活用した管理等を行い、中長期にわたる修繕計画を立てながら、できるだけ突発的な修繕の発生がないようにしていきます。また、指定管理者が施設修繕も行えるような体制づくりも検討していく必要があります。

「月山銘水館（地域農産物等活用型総合交流促進施設）」は開設から 20 年が経過し、施設の老朽化が著しく令和 4（2022）年度に建物部分の大規模な修繕を予定しています。

「大井沢温泉もくもく交流館」は開設から 18 年が経過し設備の老朽化による修繕費が増加してきており、緊急性の高い箇所から部分改修を実施します。

「湖月山荘」は昭和 53（1978）年度に建築された建物で、老朽化が進み利活用の予定はなく、維持経費もかさむことから解体する方向で検討していきます。

(11) 消防施設

配備している自動車ポンプ及び小型ポンプは、有事の際や消防活動・消防操法訓練等で使用するため使用頻度が高くなっています。消防設備は全体的に老朽化が進んでいることから、築年数が経過している施設から順次更新を図っていきます。

町で建築するのはポンプ庫のみとなるため、休憩室やトイレなどの整備は地元で行うこととなります。消防施設は非常時には重要な役割を果たす施設であることから、施設は今後とも維持していき、必要な機能強化が図られるようにしていきます。避難所の整備と連携しながら随時機能強化を図ります。

(12) 公園

「稲沢環境保全地区あずまや」は町が管理し、「大井沢森林公園」は地元区へ管理を委託しています。両公園内の施設とも老朽化が進んでいることから、今後の維持管理経費の削減につながるような検討をしていきます。

(13) 病院施設

全体的に老朽化は進んでいることから、随時改修を行ってきましたが、年々設備面の老朽化もみられており、修繕箇所が増えてきています。今後も町内唯一の医療機関として維持継続していきますが、照明器具の LED 化等も含め、今後の病院のあり方についても検討していく必要があります。

(14) 道路・橋梁

道路については、路面性状調査の結果や交通量等を勘案し、計画的に補修を行っていきます。

橋梁については、耐用年数の60年を経過しているものも多く、長寿命化に向けて財源の確保が必要です。既に策定されている「西川町橋梁長寿命化修繕計画」に沿って定期点検を実施し、点検結果に基づいて予算の平準化を図りながら補修していきます。

(15) 上水道

村山広域水道用水供給事業から一部受水しています。自己水源が地すべり地帯にあり、災害時における影響が懸念されますが、治山事業として県が地すべり事業を行っています。水道管のほとんどが耐震管への更新がなされておらず、今後更新の計画を立てながら取り組んでいく必要があります。

(16) 下水道

本町の公共下水道は平成13(2001)年3月に供用を開始しました。また、一部の地区では農業集落排水施設による処理を行っています。今後は、可能な限り長寿命化計画を策定し、より適切に管理していくことができるよう努めていきます。

5.3 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 全庁的な取り組みの推進

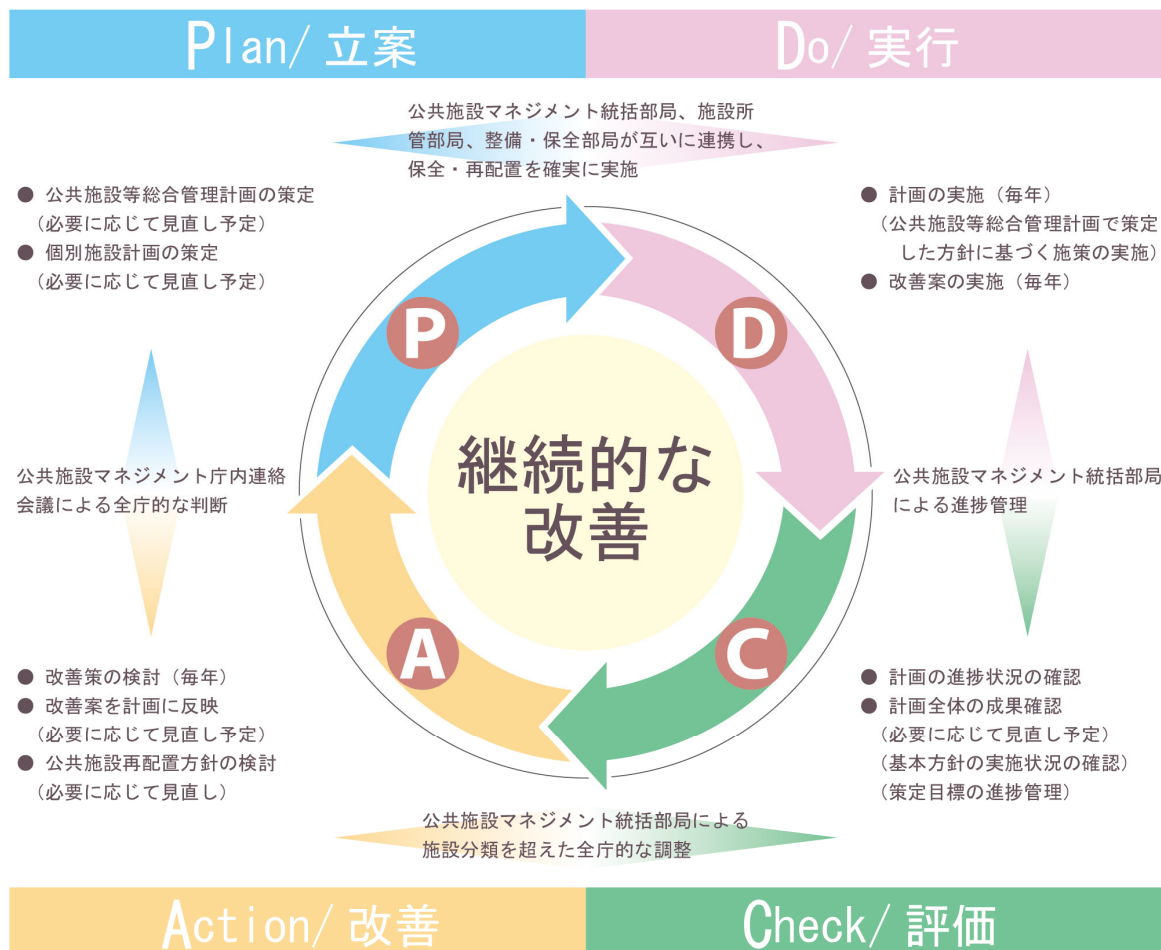
公共施設マネジメントは、政策、財政、財産管理、建築土木、都市計画、産業振興、町民との協働など、様々な側面からの検討が必要となる取り組みであることから、施設所管課をはじめ、各課の連携が求められます。このため、全庁的な推進体制をもって情報の共有と認識の共有を図るとともに、個別の施設にかかる検討は関係部署間で連携しながら進めます。

(2) PDCA サイクルによる計画の推進

公共施設等総合管理計画を推進する中で、PDCA サイクル等の手法により進行管理を実施しながら、本計画のフォローアップを行うとともに、公共施設全般のマネジメントに関する進行管理手法について検討します。

計画の見直しにあたっては、事業の進捗状況や、財政状況を見据えながら必要に応じて行うものとします。

図表 47 PDCA サイクル

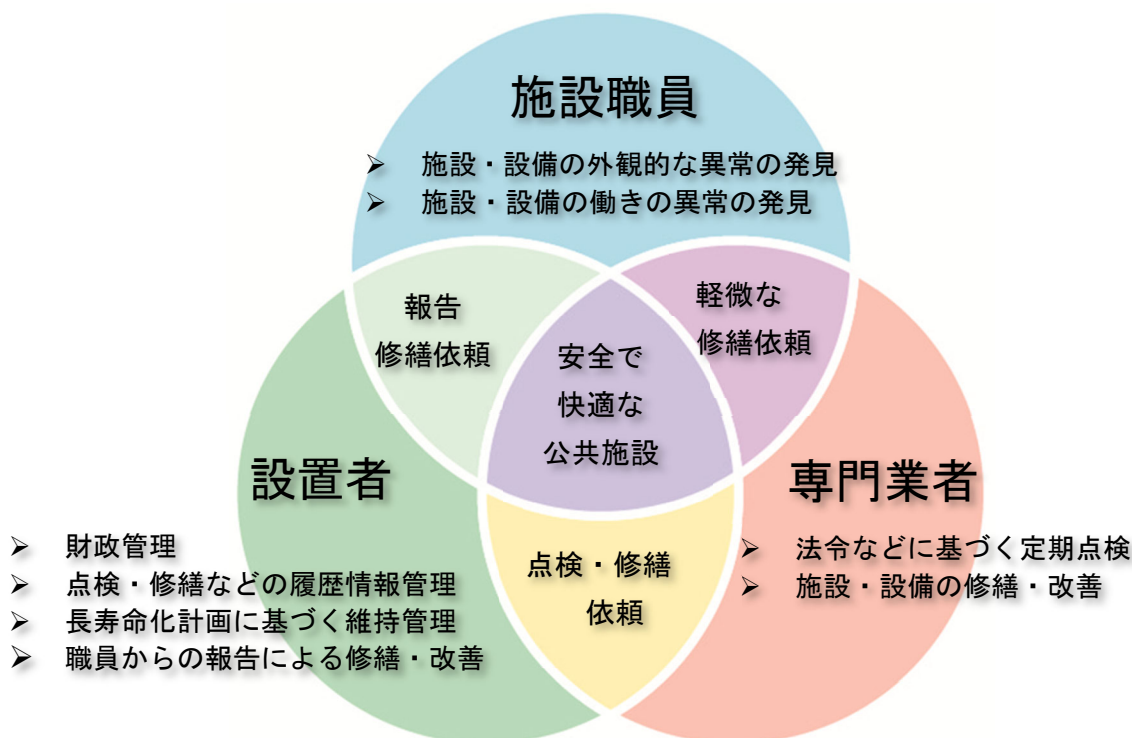


(3) 施設カルテによる施設保全の連携体制

公共施設は、建設年度や延床面積などの基礎情報や劣化調査結果、修繕履歴など建物別の情報を施設の設置者・施設職員・点検及び調査の専門業者が円滑に共有できるようにカルテ形式、データベース形式で管理していきます。

インフラ資産については、十分なデータが収集されていない状況もみられていることから、今後の取り組みの中で、公共施設等の総合的・計画的な管理に向けて、必要な情報の収集に努めていきます。

図表 48 施設カルテによる施設保全の連携体制



(4) 町民との情報共有

公共施設マネジメントは、町民に対する公共サービスのあり方に大きく影響を与える取り組みであり、町民の視点は不可欠です。

町では、昭和 62 (1987) 年より「西川町公共施設等管理運営協議会」を設置し、定期的に町が保有する一部の公共施設等についてその利用計画や管理運営に関する事項等について検討してきました。今後も、本協議会による検討結果を踏まえながら、町民にとって利用しやすい公共施設等の管理運営に努めます。また、利用状況の継続的な把握や、町民のニーズの把握に努めるとともに、適時適切な情報提供や意見聴取などに努め、コミュニケーションを図りながら持続的かつ適切な公共サービスの提供を目指します。さらに、町民だけではなく各種団体や企業も巻き込み、民間と行政が連携して施設を維持していくことができるような仕組みづくりに努めます。

6. おわりに

これまで、日本全国において、公共施設、インフラ資産の多くが高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追随する形で建設が行われてきましたが、現在ではその多くで老朽化が進んでおり、改修や更新、除却などが必要となってきています。本町においても同様であり、今後 10 年程度で多くの公共施設等で改修や更新が必要となることが判明しています。加えて、今後は人口減少社会への突入という大きな社会構造の変化を迎えることとなり、現役世代の負担は今後も増大していくことが見込まれています。人口の減少に伴って、一人あたりの施設の維持費も増大していくことから、次世代の負担を少しでも軽減するための取り組みが必要です。

限られた財源の中で、今ある施設をできるだけ長く使えるようにしていくこと、施設を利用する人がより使いやすくなるようにしていくことが、これからの公共施設に求められる性能の1つとなります。また、社会・経済情勢の変化に適宜対応できるような設備、性能を持つ施設に転換し、今までの単独使用目的の建物から、複数使用目的の建物にしていかなくてはなりません。

本町に所在する、各公共施設、インフラ資産のあり方について、本計画に基づき見直し、その性能をより発揮できるような環境づくりに努めます。

西川町公共施設等総合管理計画

令和4年3月 第1回改訂版

(平成28年12月策定)

発 行 山形県 西村山郡 西川町

編 集 西川町 総務課 財政係

〒990-0792 山形県 西村山郡 西川町 大字海味 510 番地

電 話 0237-74-4402